

## 第92回 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 平成26年6月26日(木曜日)午前10時  
**開催場所** 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号  
ANAクラウンプラザホテル大阪 3階 万葉の間



## 目次

▶ 招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
インターネットによる議決権行使のご案内	3
▶ 株主総会参考書類	4
▶ 事業報告	34
▶ 連結計算書類	68
▶ 計算書類	72
監査報告書	75
株主総会会場ご案内図	裏表紙

◎下記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社のホームページ（<http://www.sekisui.co.jp/ir/stocks/soukai/index.html>）に掲載することにより、株主の皆様提供していますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正内容を当社のホームページ

（<http://www.sekisui.co.jp/ir/stocks/soukai/index.html>）に掲載させていただきます。

# 招集ご通知

(証券コード4204)

平成26年6月4日

株主各位

〒530-8565

大阪市北区西天満二丁目4番4号

**積水化学工業株式会社**

代表取締役社長 根岸修史

## 第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成26年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 平成26年6月26日（木曜日）午前10時
- 2. 場 所** 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号  
ANAクラウンプラザホテル大阪 3階 万葉の間  
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項**
  - 報告事項** 第92期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 決議事項**
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 取締役9名選任の件
    - 第3号議案 監査役2名選任の件
    - 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
    - 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

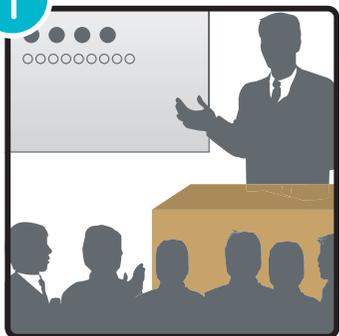
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

# 招集ご通知

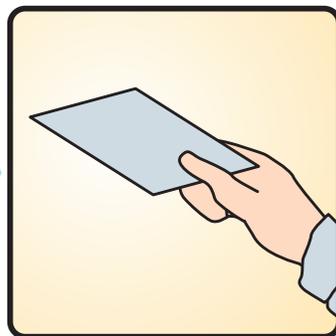
## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使につきましては、以下の3つの方法をご参照のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 1 株主総会に出席



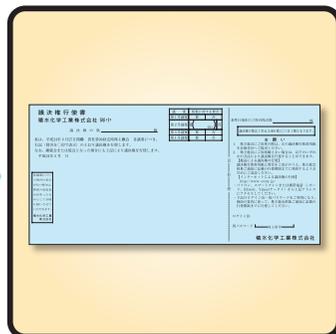
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



### 2 議決権行使書の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成26年6月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。



### 3 インターネット



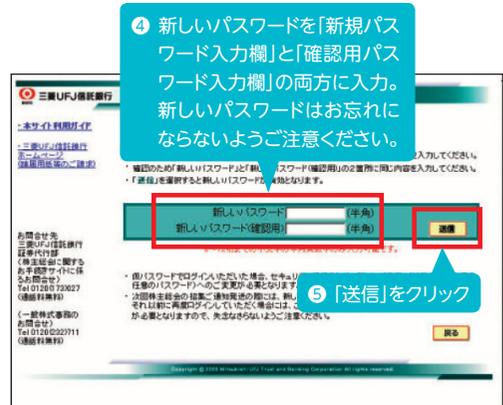
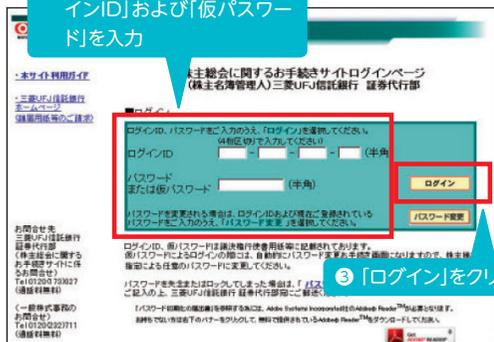
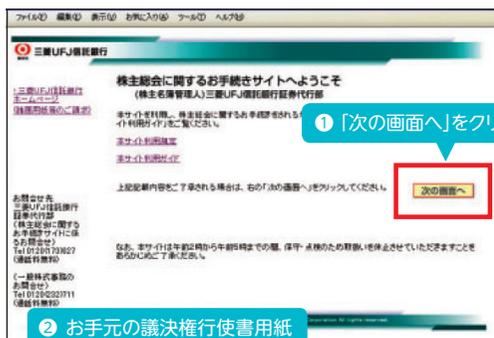
同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、平成26年6月25日(水曜日)午後5時30分までに画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

次のページをご参照ください

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotage.jp/>) にアクセスしていただき、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

## ▶ パソコンでの操作方法



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使期限  
平成26年6月25日(水曜日)午後5時30分まで

《システム等に関するお問い合わせ》  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)  
電話(通話料無料)：0120-173-027  
(受付時間 9:00～21:00)

- 株主様以外の他人による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成26年6月25日(水曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、集計の都合上、お早めに行行使されますようお願いいたします。
- 議決権行使書の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行行使された内容を有効とさせていただきます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していませんので、ご了承ください。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(注)「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

## 議案および参考事項

### 第1号議案

## 剰余金の処分の件

### ▶ 期末配当に関する事項

当社は、企業価値を増大させ、株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを経営上の重要課題の一つと位置づけています。株主還元につきましては、連結当期純利益の30%を目途として、業績に応じた安定的な配当政策を実施してまいりました。

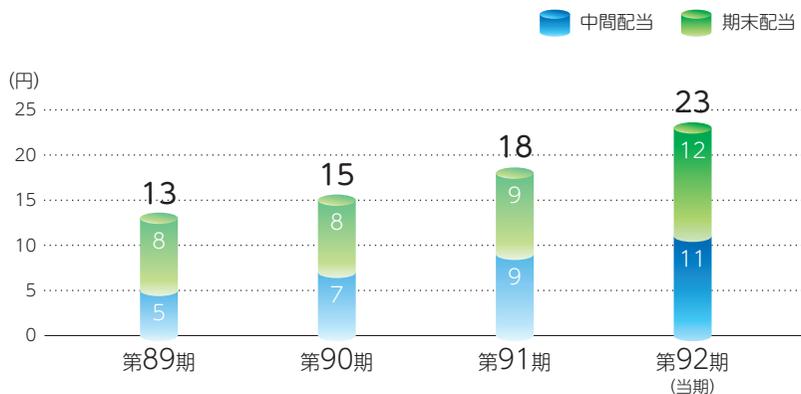
この配当政策に基づき、慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。これにより、平成25年12月にお支払いした中間配当（1株につき11円）を合わせた当期の年間配当金は、前期から5円増額の1株につき23円となります。

#### 1 配当財産の種類 金銭

#### 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金12円 配当総額 6,114,159,180円

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年6月27日

### ■ (ご参考)1株当たり配当金の推移



第2号議案

# 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役8名全員の任期が満了となります。

つきましては、業務執行に対する一層の監督機能の強化を図るため、取締役9名を選任いたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者9名のうち2名は社外取締役候補者ですが、いずれの候補者も、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしています。

候補者番号 1

ね ぎ し                      な お ふ み  
**根 岸                      修 史** (昭和23年3月19日生)



再任

所有する当社の株式の数  
173,684株

<略歴、地位、担当および重要な兼職の状況>

- 昭和46年 4月 当社入社
- 平成15年 6月 当社取締役経営管理部長
- 平成17年 4月 当社常務取締役経営管理部長
- 平成19年10月 当社常務取締役コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長
- 平成20年 4月 当社常務取締役 専務執行役員CFO、コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長
- 平成20年 6月 当社取締役 専務執行役員CFO、コーポレートコミュニケーション部担当、経営管理部長
- 平成20年10月 当社取締役 副社長執行役員CFO、コーポレートコミュニケーション部および経営管理部担当
- 平成21年 3月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現職）

候補者番号 2

こ う げ                      て い じ  
**高 下                      貞 二** (昭和28年11月14日生)



再任

所有する当社の株式の数  
93,793株

<略歴、地位、担当および重要な兼職の状況>

- 昭和51年 4月 当社入社
- 平成17年 6月 当社取締役名古屋セキスイハイム株式会社代表取締役社長
- 平成17年10月 当社取締役住宅カンパニープレジデント室長
- 平成18年 4月 当社取締役住宅カンパニー企画管理部長
- 平成19年 4月 当社取締役住宅カンパニー住宅事業部長兼企画管理部長
- 平成19年 7月 当社取締役住宅カンパニー営業部担当、住宅事業部長
- 平成20年 2月 当社取締役住宅カンパニープレジデント、営業部担当、住宅事業部長
- 平成20年 4月 当社取締役 常務執行役員住宅カンパニープレジデント
- 平成21年 4月 当社取締役 専務執行役員住宅カンパニープレジデント
- 平成26年 3月 当社取締役 専務執行役員CSR部長兼コーポレートコミュニケーション部長（現職）

<重要な兼職の状況>

Sekisui America Corporation取締役

# 株主総会参考書類

候補者番号 3



再任

所有する当社の株式の数  
77,422株

たかみ こうぞう  
高見 浩三 (昭和29年6月15日生)

### <略歴、地位、担当および重要な兼職の状況>

昭和52年 4月 当社入社  
平成18年 6月 当社取締役環境・ライフラインカンパニー環境土木システム事業部長  
平成19年 4月 当社取締役環境・ライフラインカンパニーウッド事業推進部担当、環境土木システム事業部長  
平成20年 3月 当社取締役環境・ライフラインカンパニー管路更生事業部およびウッド事業推進部担当  
平成20年 4月 当社取締役 執行役員環境・ライフラインカンパニー管路更生事業部およびウッド事業推進部担当  
平成20年 6月 当社執行役員環境・ライフラインカンパニー管路更生事業部およびウッド事業推進部担当  
平成22年 4月 当社執行役員環境・ライフラインカンパニー管路更生事業部担当  
平成23年 1月 当社常務執行役員環境・ライフラインカンパニーシニアバイスプレジデント、プレジデント補佐、管路更生事業部担当  
平成23年 3月 当社常務執行役員環境・ライフラインカンパニープレジデント  
平成23年 6月 当社取締役 常務執行役員環境・ライフラインカンパニープレジデント  
平成24年 4月 当社取締役 専務執行役員環境・ライフラインカンパニープレジデント (現職)

候補者番号 4



再任

所有する当社の株式の数  
61,863株

くぼ はじめ  
久保 肇 (昭和31年10月14日生)

### <略歴、地位、担当および重要な兼職の状況>

昭和55年 4月 当社入社  
平成20年 4月 当社執行役員高機能プラスチックカンパニー経営管理部長  
平成22年 1月 当社執行役員CSR部長  
平成22年 4月 当社執行役員コーポレートコミュニケーション部担当、渉外部長兼CSR部長  
平成22年 6月 当社取締役 執行役員コーポレートコミュニケーション部担当、渉外部長兼CSR部長  
平成23年 4月 当社取締役 常務執行役員コーポレートコミュニケーション部担当、渉外部長兼CSR部長  
平成24年 1月 当社取締役 常務執行役員CSR部長兼コーポレートコミュニケーション部長  
平成24年 4月 当社取締役 常務執行役員法務部担当、CSR部長兼コーポレートコミュニケーション部長  
平成25年 4月 当社取締役 常務執行役員CSR部長兼コーポレートコミュニケーション部長  
平成26年 3月 当社取締役 常務執行役員経営管理部担当、経営企画部長  
平成26年 4月 当社取締役 専務執行役員経営管理部担当、経営企画部長 (現職)

### <重要な兼職の状況>

積水成型工業株式会社取締役  
Sekisui America Corporation取締役社長  
Sekisui Europe B.V.取締役社長

候補者番号 5



再任

所有する当社の株式の数  
59,851株

うえの やま さとし  
上ノ山 智史 (昭和28年11月18日生)

<略歴、地位、担当および重要な兼職の状況>

昭和55年 4月 当社入社  
平成21年 4月 当社執行役員R&Dセンター所長  
平成23年 4月 当社常務執行役員R&Dセンター所長  
平成23年 6月 当社取締役 常務執行役員R&Dセンター所長  
平成26年 4月 当社取締役 専務執行役員R&Dセンター所長 (現職)

<重要な兼職の状況>

株式会社積水インテグレートドリサーチ代表取締役社長

候補者番号 6



新任

所有する当社の株式の数  
63,594株

せきぐち しゅんいち  
関口 俊一 (昭和30年6月13日生)

<略歴、地位、担当および重要な兼職の状況>

昭和53年 4月 当社入社  
平成20年 4月 当社執行役員住宅カンパニー住環境事業部長およびストック事業推進グループ長  
平成21年 8月 当社執行役員住宅カンパニー住環境事業部長、ストック事業推進グループ長および都市開発事業推進部長  
平成22年 4月 当社執行役員住宅カンパニー住環境事業部長およびストック事業推進グループ長  
平成22年 7月 当社執行役員住宅カンパニー住環境事業部長  
平成25年 1月 当社執行役員住宅カンパニー広報・渉外部担当、住環境事業部長兼プレジデント室長  
平成25年 4月 当社常務執行役員住宅カンパニー広報・渉外部担当、住宅営業統括部長兼プレジデント室長  
平成26年 1月 当社常務執行役員住宅カンパニー広報・渉外部担当、プレジデント室長  
平成26年 3月 当社常務執行役員住宅カンパニープレジデント (現職)

# 株主総会参考書類

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号 7



新任

所有する当社の株式の数  
32,019株

かとう けいた  
加藤 敬太 (昭和33年1月11日生)

## <略歴、地位、担当および重要な兼職の状況>

昭和55年 4月 当社入社  
平成20年 4月 当社執行役員高機能プラスチックカンパニー中間膜事業部長  
平成23年 7月 当社執行役員高機能プラスチックカンパニー新事業推進部長  
平成25年 3月 当社執行役員高機能プラスチックカンパニー新事業推進部長兼開発研究所長  
平成25年10月 当社執行役員高機能プラスチックカンパニー開発研究所長  
平成26年 3月 当社常務執行役員高機能プラスチックカンパニープレジデント(現職)

候補者番号 8



再任

所有する当社の株式の数  
一株

ながしま けい  
長島 徹 (昭和18年1月2日生)

社外取締役候補者

## <略歴、地位、担当および重要な兼職の状況>

昭和40年 4月 帝人株式会社入社  
平成12年 6月 同社取締役  
平成13年 4月 同社取締役CMO (グループマーケティング責任者) 兼経営企画室長  
平成13年 6月 同社常務取締役  
平成13年11月 同社代表取締役社長COO (最高執行責任者)  
平成14年 6月 同社代表取締役社長CEO (最高経営責任者)  
平成20年 6月 同社取締役会長  
平成23年 6月 当社取締役 (現職)  
平成25年 4月 帝人株式会社取締役相談役  
平成25年 6月 帝人株式会社相談役 (現職)

## <重要な兼職の状況>

帝人株式会社相談役  
花王株式会社社外取締役

## <社外取締役候補者の選任理由>

高機能製品を中心とする素材産業における経営者として培われた豊富な知識と経験を活かした助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断したためです。なお、帝人株式会社と当社との間には営業上の取引がありますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。

候補者番号 9



再任

所有する当社の株式の数  
一株  
〈取締役在任年数〉  
1年（本総会終結時）  
〈取締役会への出席状況〉  
開催13回 出席11回  
（出席率 84.6%）

（平成25年度）

※平成25年6月26日  
就任以降

いしづか くに お 石塚 邦雄（昭和24年9月11日生）

社外取締役候補者

#### <略歴、地位、担当および重要な兼職の状況>

昭和47年 5月 株式会社三越入社  
平成15年 2月 同社執行役員業務部長  
平成16年 3月 同社上席執行役員経営企画部長  
平成17年 3月 同社常務執行役員営業企画本部長  
平成17年 5月 同社代表取締役社長執行役員兼営業企画本部長  
平成18年 2月 同社代表取締役社長執行役員  
平成20年 4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員  
平成24年 2月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員（現職）  
平成24年 4月 株式会社三越伊勢丹代表取締役会長執行役員（現職）  
平成25年 6月 当社取締役（現職）

#### <重要な兼職の状況>

株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員  
株式会社三越伊勢丹代表取締役会長執行役員

#### <社外取締役候補者の選任理由>

株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員ならびに株式会社三越伊勢丹代表取締役会長執行役員を務めており、第一線の小売サービス業の経営者としての経験と知識を活かした助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断したためです。なお、株式会社三越伊勢丹ホールディングスと当社との間には、営業上の取引はありません。また、株式会社三越伊勢丹と当社との間には営業上の取引がありますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。

（注）1. 各候補者と当社との間に利害関係はありません。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、長島 徹、石塚邦雄の両氏との間で、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。

3. 当社は、長島 徹、石塚邦雄の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しています。

第3号議案

## 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役篠 秀一、國廣 正の両氏の任期が満了となります。

つきましては、監査役2名を選任いたしたく、その候補者は次のとおりであります。

社外監査役候補者である小澤徹夫氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしています。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

候補者番号

1

まつなが  
松永

たかよし  
隆善 (昭和26年5月11日生)



新任

所有する当社の株式の数  
142,000株

<略歴、地位および重要な兼職の状況>

- 昭和50年 4月 当社入社
- 平成14年 6月 当社取締役高機能プラスチックカンパニーシニアバイスプレジデント兼工業テープ事業部長
- 平成16年 4月 当社取締役高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当
- 平成16年 6月 当社常務取締役高機能プラスチックカンパニーIT関連ビジネスユニット担当
- 平成17年 4月 当社専務取締役高機能プラスチックカンパニープレジデント
- 平成20年 4月 当社専務取締役 専務執行役員高機能プラスチックカンパニープレジデント
- 平成20年 6月 当社取締役 専務執行役員高機能プラスチックカンパニープレジデント
- 平成26年 3月 当社取締役 社長特命事項担当 (現職)

候補者番号 2

お ざ わ て つ お  
小 澤 徹 夫 (昭和22年6月28日生)

社外監査役候補者



新任

所有する当社の株式の数  
一株

<略歴、地位および重要な兼職の状況>

昭和48年 4 月 弁護士登録  
東京富士法律事務所入所（現職）

<重要な兼職の状況>

株式会社ローソン社外監査役  
セメダイン株式会社社外監査役

<社外監査役候補者の選任理由>

弁護士としての法的視点および幅広い見識と企業法務の分野を中心に法令およびリスク管理等に係る豊富な業務経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。  
なお、小澤氏は社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に利害関係はありません。  
2. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、当社は小澤徹夫氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。  
3. 本議案において、小澤徹夫氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定です。

## 第4号議案

# ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社子会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員、当社持分法適用会社のうち当社の議決権所有割合が35%超50%未満の4社の代表取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものです。

### 1. 新株予約権を発行する理由

当社子会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員、当社持分法適用会社のうち当社の議決権所有割合が35%超50%未満の4社の代表取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものです。なお、当社持分法適用会社の代表取締役につきましては、連結経営の観点からグループ業績に大きな影響力をもつため、付与するものです。

### 2. 新株予約権の割当を受ける者

当社子会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員、当社持分法適用会社のうち当社の議決権所有割合が35%超50%未満の4社の代表取締役。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式60万株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

#### (2) 発行する新株予約権の総数

600個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株）を上限とする。

ただし、前記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

#### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値の価額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分（新株予約権の行使により新株を発行する場合を含まない）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成28年7月1日から平成31年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、行使時においても当社または当社関係会社の取締役・執行役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役・執行役員を任期満了により退任した場合、または従業員を定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ②新株予約権の質入、その他一切の処分は、認めない。
- ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 株主総会参考書類

- (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
  - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

## 第5号議案

## 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社第86回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「現行プラン」といいます。）を導入いたしました。その後、平成23年6月29日開催の当社第89回定時株主総会において、現行プランの一部変更および更新について株主の皆様のご承認をいただきましたが、現行プランの有効期間は、本年6月26日開催予定の当社第92回定時株主総会の終結時までとなっています。

そこで、当社はその後の情勢等を踏まえ、さらに検討を加えた結果、平成26年5月15日開催の取締役会において、当社第92回定時株主総会における出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、現行プランを更新する旨の決議を行いました。

なお、現行プランの更新にあたり、中期経営計画による企業価値向上の取り組みおよび表現等の形式面を一部変更しておりますが、現行プランの実質的な内容についての変更はありません。

現行プランを更新する理由は、以下のとおりです。

### <現行プランを更新する理由>

当社株券等の大規模買付行為への対応策は、平成20年の導入時、平成23年の更新時ともに多くの株主様のご賛同をいただきましたが、当社は現行プランの更新の是非について、多面的な議論と検討を重ねてまいりました。その結果、現行プランは当社の持続的な企業価値向上に一定の有効的役割を果たしていると考えられる点や、現行プランの適正な運用がなされることにより、当社の少数株主の利益を保全し株主共同の利益に資するケースが現在においても十分想定できると判断し、当社第92回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、3年間を有効期間として更新することといたしました。

当社は、過去6年間集中的に取り組んでまいりましたコーポレート・ガバナンス強化の成果として、独立性の高い社外取締役2名と社外監査役3名を擁し、企業価値を持続的に向上させるための経営計画を策定し実行することが可能となっており、平成23年3月期までの中期経営計画「GS21-SHINKA! 1st Stage」、平成26年3月期までの中期経営計画「GS21-SHINKA! 2nd Stage」とともに、目標を上回る業績を達成することができました。

さらに、企業支配権に影響を及ぼす株式の大規模買付行為に関して一定の情報提供ルールを設けていたことが、中期経営計画の実行に全経営資源を集中することの一助となり、中期経営計画の目標達成に寄与したものと考えています。当社グループの業績は、当社の株式パフォーマンスにも顕在化し、現行プランの更新発表から当期末までのパフォーマンスは、株価、トータルリターンともに、東証株価指数を上回る結果となりました。

# 株主総会参考書類

このような状況の下、当社グループは新たな中期経営計画「SHINKA!-Advance 2016」を本年4月よりスタートさせており、最終目標である平成28年度の営業利益1,000億円、売上高12,500億円、ROE（自己資本利益率）10%以上の実現に向け、現行プランを更新することにつき、ご承認をお願いするものであります。

更新プラン（以下、「本プラン」といいます。）の内容は、以下に記載のとおりです。

## 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式公開企業として当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まることが大前提であると考えています。したがって、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断も、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えています。しかしながら、株式公開企業株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的や手法等に鑑み、明らかに、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、買付対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、あるいは買付対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、買付対象会社の長期的な株主価値を明らかに毀損すると考えられるものも想定されます。当社では、後述のとおり当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるための戦略を策定し、その概要を株主・投資家の皆様へ開示・説明しておりますが、前述のような濫用的かつ不適切な買収行為から、長期的な株主共同の利益を保護することが当社取締役会に課せられた重要な責務のひとつと認識し、大規模買付行為や買付提案に関する一定のルールを定めておくことがそのために必要であると考えています。

## 2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期持続的に向上させるための取り組みとして、以下に記載する中期経営計画を策定し、すでに実施しています。上記1.の基本方針の実現とこれらの取り組みは一体化しており、当社の経営陣が本中期経営計画を実現し、当社グループを持続的に成長させるためには、当社株式の大規模買付行為に関しても、株主の皆様へ適正な情報に基づき適正な判断をしていただくための最低限のルールを備えておくことが、株主共同の利益に資するものと考えています。

### (1) 中期経営計画「SHINKA!-Advance 2016」による企業価値向上の取り組み

当社は、平成26年度から平成28年度までの3カ年を対象期間とした中期経営計画「SHINKA!-Advance 2016」に取り組んでいます。

### 1) 全体概要

「SHINKA!-Advance 2016」では、「3つのビジネスモデルSHINKA」と「CSR SHINKA」を基本戦略としています。「3つのビジネスモデルSHINKA」では、「コアビジネスSHINKA」（現有事業のビジネスモデル変革）、「フロンティアSHINKA」（「協創（Co-Creation）」による新市場、新分野への展開）、「グローバルSHINKA」（現地社会への適応加速）によりビジネスモデルの変革を継続し、長期を見据えた新たな変革にも着手して、グループ全体の持続的な成長を図ります。

「CSR SHINKA」では、3つのビジネスモデルSHINKAを支える人材と組織の活性化や、CSR経営の進化を図ります。

### 2) 数値目標

今回の中期経営計画では、経営効率の改善と株主利益の向上に努めてまいります。本来の事業活動の成果を示す営業利益と売上高を重要な経営指標と位置づけるとともに、ROEを指標に加え、平成28年度に連結売上高12,500億円、連結営業利益1,000億円、ROE 10%以上の達成を目指します。

<連結業績目標>

目標項目	2013年度実績	2016年度目標
売上高	11,108億円	12,500億円
営業利益	825億円	1,000億円
ROE	9.4%	10%以上

### 3) 基本戦略と新たな事業の枠組み

#### ①全体像

3つのビジネスモデルSHINKAを進めていくうえで、各事業の成長度合いに応じて的確な取り組みを推進し、グループ全体の持続的な成長を図ります。とくに、8つの成長事業「Growing 8」と「協創」による事業の育成・創造に経営資源を積極的に投入し、グループ全体の成長をけん引させていきたいと考えています。



# 株主総会参考書類

## ②事業ポートフォリオ

注力すべき8つの成長事業（①リフォーム、②住資産マネジメント、③インフラストック、④海外水インフラ、⑤機能インフラ材料、⑥環境快適材料、⑦モバイル材料、⑧検査薬システム）を「Growing8」と明確化し、最終年度である平成28年度に合計売上高4,300億円を目指します。さらに、社内外の連携を積極化させ、「協創」による事業の育成・創造に取り組み、グループの持続的な成長を目指します。

### <Growing8>

①リフォーム	②住資産マネジメント	③インフラストック	④海外水インフラ
リフォーム、メンテナンス	賃貸管理や仲介等不動産事業	官・民インフラのマネジメント	先進国での管路更生と新興国での水インフラ新設
⑤機能インフラ材料	⑥環境快適材料	⑦モバイル材料	⑧検査薬システム
耐熱配管材向け樹脂原料、耐火材料など	車輻等の居室内環境向上に寄与する材料	モバイル端末用材料	臨床検査などの検査薬、器具、機器

## ③グローバル展開

グローバル展開につきましては、製品の「際立ち」によりグローバルな事業展開が進んでいる中間膜やフォームなどの中核事業をさらに強化・拡大するとともに、成長途上の5事業（タイ住宅、アジア水インフラ、管路更生、検査薬システム、機能インフラ材）を中心にビジネスモデルの現地社会への適応（「際立ち」の現地化）を加速し、最終年度である平成28年度に海外売上高3,300億円を目指します。

### <現地社会への適応加速（際立ちの現地化）を図る5つの事業>

事業	テーマ
タイ住宅	現地仕様化と現地開発業者連携による販路拡大
アジア水インフラ	包括受注モデルの現地展開
管路更生	欧米亜各エリアでの展開強化
検査薬システム	検査薬・検査機器の展開加速
機能インフラ材	塩素化塩化ビニル樹脂等のアジア需要に応える供給体制構築

## 4) 投資の考え方

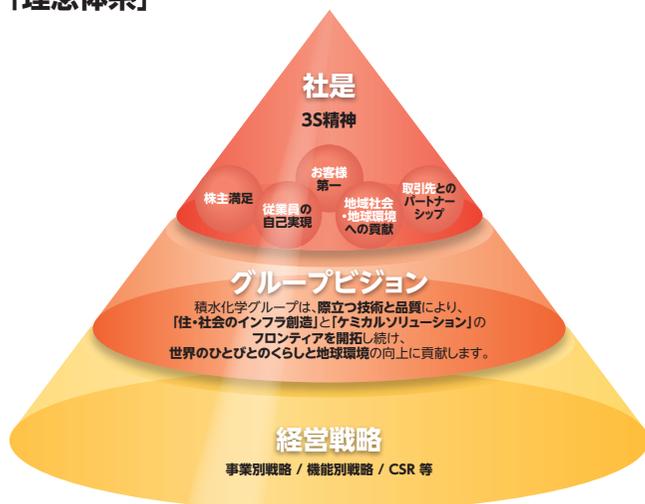
投資につきましては、平成26年度から平成28年度までの3年間に獲得するキャッシュから1,800億円を投資に振り向け、その中から1,000億円を「Growing8」や「協創」の取り組みを中心とした戦略投資に配分する考えです。このほか、安定的な株主還元の実施も検討してまいります。

### 5) CSR経営の進化

積水化学グループの持続的な成長の基盤となるCSR経営について、さらに強化します。「積水化学らしさ」の原点である社是「3S精神」とグループの理念体系を見直し、中期経営計画におけるCSRの基本戦略「CSR SHINKA」を定めました。「グループ、グローバル、コミュニケーション」を軸に、各種の施策に取り組みます。

- ◆グループ・・・・・・・・・・積水化学グループ全体へのさらなるCSR経営浸透
- ◆グローバル・・・・・・・・・・価値観を共有しグローバルで課題を解決
- ◆コミュニケーション・・・・・・ステークホルダーとの対話拡充による企業価値の向上

### 【理念体系】



### 【3S精神】

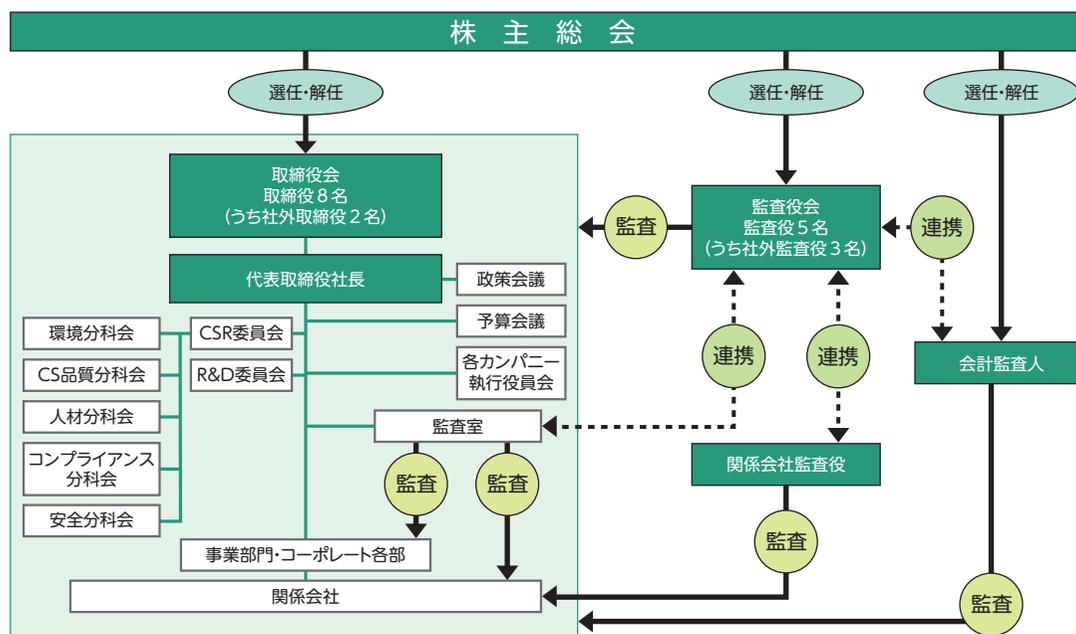
<b>Service</b>
<b>企業活動を通じて 社会的価値を創造する</b>
<b>Speed</b>
<b>積水を千仞の谿に決する スピードをもって 市場を変革する</b>
<b>Superiority</b>
<b>際立つ技術と品質で 社会からの信頼を獲得する</b>

# 株主総会参考書類

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。また、各カンパニーの事業環境の変化に迅速に対応するため、平成20年4月1日より執行役員制度を導入し、業務執行に専念する役員を選任いたしました。これに加え、当社グループの企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公正性を確保し取締役会における監督機能を強化するため、平成20年6月27日開催の第86回定時株主総会において、独立性の高い社外取締役2名を選任するとともに、取締役の人員を10名以内に行っています。これにより、取締役会の役割を明確化し、当社グループの基本方針決定、高度な経営判断と業務執行状況の監督を行う機関と位置づけました。なお、当社は、社外取締役の独立性を確保するために、社外取締役規則において、当社の大株主や主要取引先等から社外取締役候補者を指名しない旨を定めています。

## ■ コーポレート・ガバナンス体制図



## (3) 積極的な株主還元策

当社は、企業価値を増大させ、株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを、経営上の最重要課題の一つと位置づけています。この方針のもと、株主還元につきましては、連結当期純利益の30%を目途として業績に応じた安定的な配当政策を実施しており、平成25年度の年間配当金は、前年度より5円増額の1株につき23円とさせていただきます。

さらに、内部留保資金は、将来の企業価値増大に必要な資金として、研究開発費や設備投資、戦略投資、投融資などに充当する方針です。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの目的

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、併せて「買付」といいます。）が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）と協議・交渉等を行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為にかかる具体的な提案を受けている事実はありませんが、上記1. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして更新するものです。

なお、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1（29ページ）に記載のとおりです。

#### (2) 本プランの手続

##### 1) 対象となる大規模買付行為

本プランの適用の対象となる「大規模買付行為」とは、以下の①または②に該当する行為（ただし、当社が予め取締役会決議により同意したものを除きます。）をいいます。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

注1・金融商品取引法第27条の23第1項に規定されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2・金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

注3・金融商品取引法第27条の23第4項に規定されます。

注4・金融商品取引法第27条の2第1項に規定されます。

注5・金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。

注6・金融商品取引法第27条の2第8項に規定されます。以下同じとします。

注7・金融商品取引法第27条の2第7項に規定されます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

# 株主総会参考書類

## 2) 独立委員会の設置

本プランにおいて、対抗措置をとるべきか否かについては、当社取締役会による恣意的な判断を排除し、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会において定める独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会規則の概要は、別紙2（30ページ）に記載のとおりです。独立委員会の委員は3名以上とし、当社社外取締役または当社社外監査役の中から当社取締役会が選任した者がこれに就任します。本プランの更新時点において予定される独立委員会委員の氏名および略歴につきましては、別紙3（31ページ）に記載のとおりです。

## 3) 大規模買付者に対する買付説明書提出および大規模買付情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要、ならびに大規模買付行為を開始するに際し本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した当社所定の書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対し提出していただきます。

その上で、大規模買付者に、株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で記載した書面を、当社取締役会に対し提出していただきます。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容等によって異なりますので、当社取締役会は、大規模買付者による買付説明書の受領後10営業日以内に大規模買付情報のリストを作成し、大規模買付者に対し提示することとします。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、特別関係者およびファンド（ファンドの場合は組員その他の構成員を含みます。））の詳細（名称、事業内容、資本構成、財務内容、経営成績、代表者と経営幹部の経歴、過去の法令違反等の有無および内容、現在係争中の案件の有無等を含みます。）
- ②買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③買付対価の算定根拠と算定方法
- ④買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付完了後の当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策ならびに買付完了後における当社の従業員、顧客、取引先、債権者等の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑥大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容

当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不十分であると合理的に判断した場合には、合理的な期限（ただし、最初に大規模買付情報の提供を受けた日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、大規模買付者に対し、大規模買付情報が完備するまで追加的に情報提供を求めます。この場合、大規模買付者は、当該期限までに要求された大規模買付情報を追加的に書面にて提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から上記各情報を受領した場合には、速やかに独立委員会に対して当該情報を提供します。

なお、大規模買付者から提出された買付説明書および大規模買付情報は、株主の皆様の判断のために必要かつ適切であると認められる範囲において、当社取締役会が適切と判断する時点で、株主の皆様に対して情報開示を行います。

#### 4) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

大規模買付者から買付説明書の提出および大規模買付情報の提供がなされた場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報・資料等を、その作成・提供のために合理的に必要と独立委員会が認める期間内（原則として、すべての大規模買付情報が記載された当社取締役会が判断する内容を有する大規模買付行為に関する書面による提案（以下、「買収提案」といいます。）を当社取締役会が受領した時から起算して30日を上限とします。）に提供するよう要求することがあります。

#### 5) 独立委員会による検討・評価等

当社取締役会は、買付説明書および買収提案を受領した場合、上記4)の情報提供の要求を独立委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案を速やかに独立委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、当社取締役会が相当と判断した場合には、速やかに、当該付議の事実および買収提案の概要、以下に定める独立委員会評価期間の開始日および終了予定日その他取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対して情報開示を行います。

独立委員会は、大規模買付者および（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等を受領した時から起算して、最長60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社のすべての株券等の買付の場合）または90日（左記以外の大規模買付行為の場合）（以下、当該期間を「独立委員会評価期間」といいます。）以内に、大規模買付行為に対して対抗措置（対抗措置の具体的内容については下記(4)に記載のとおりです。）を発動するか否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するため、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

## 株主総会参考書類

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付行為の内容を改善させるために、必要であれば、直接または取締役会に委任した上で、大規模買付者と協議・交渉を行います。

### 6) 独立委員会による勧告

独立委員会は、独立委員会評価期間の期間中に、または経過後速やかに、以下の基準に従って、対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に勧告します。大規模買付者は、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為に着手することができないこととします。

なお、独立委員会は、以下のいずれの場合も、その勧告の内容その他の判断事項について、決定後速やかに情報開示を行います。

#### ①独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、買収提案が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。

#### ②独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、買収提案が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しない場合もしくは該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記4)に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

#### ③独立委員会が対抗措置の発動の中止を勧告する場合

独立委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為がなされなかった場合、または、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、もしくは当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、独立委員会が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止を勧告します。

### 7) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動、不発動または中止の決議を行うものとし、当社取締役会は、上記の決議を行った場合、速やかに当該決議の内容、その他当社取締役会が必要と認める事項について情報開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の行使期間開始までの間に、独立委員会が上記6)③の勧告を行った場合には、取締役会は、次のとおり対抗措置の発動を中止することができるものとし、

- ①本新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間であれば、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを中止する。
- ②本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間開始までの間であれば、当社取締役会は本新株予約権を無償取得する。

### (3) 対抗措置発動の要件

#### 1) 本プランに定める手続が遵守された場合

本プランに定める手続が遵守された場合は、原則として対抗措置の発動を行わないものとし、ただし、本プランに定める手続が遵守された場合であっても大規模買付者による買収提案の内容が以下の要件のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合は、上記(2) 7) に記載される当社取締役会の決議により、下記(4) に定める新株予約権の無償割当てを行います。

- ①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付（例えば、下記に掲げる行為）である場合  
ア 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為  
イ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為  
ウ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為  
エ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③当社の企業価値創造と長期的な株主価値増大の実現のために必要不可欠な、当社の他の株主、従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社に係る利害関係者との関係を根本的に破壊することで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付である場合

#### 2) 本プランが遵守されなかった場合

大規模買付者から大規模買付情報が提供されず、また提供された場合（当社取締役会からの追加要求により、提供された場合を含む。）であっても、これが不十分であると取締役会が合理的に判断した場合その他大規模買付者が本プランに定める手続に違反した場合には、上記(2) 7) に記載される当社取締役会の決議により、下記(4) に定める新株予約権の無償割当てを行います。

# 株主総会参考書類

## (4) 対抗措置（新株予約権無償割当て）の内容

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動の是非に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の決議により新株予約権の無償割当てを行うことができるものとします。新株予約権の概要は、別紙4（32ページ）に記載のとおりです。なお、新株予約権無償割当てを行う場合、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項を定めることがあります。

## (5) 本プランの有効期間および廃止

本総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の第95回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または独立委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

当社取締役会は、本プランが廃止された場合には、速やかに、当該廃止の事実について情報開示を行います。

※本プランの手続のおおまかな流れは、別紙5（33ページ）に記載したフローチャートのとおりです。

## 4. 本プランの合理性

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが上記1.の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えています。

### (1) 株主意思の反映

本プランは、本総会における株主の皆様からのご承認を条件として更新されます。上記3.(5)に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されます。

### (2) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・

相当性の原則)をすべて充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえた内容となっています。さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっています。

### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間に特別の利害関係を有していない社外取締役または社外監査役から構成されるものとします。また、独立委員会の判断の概要は株主の皆様へ情報開示することとされており、本プランの運用は透明性をもって行われます。

### (4) 対抗措置発動のための合理的かつ詳細な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(3)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

### (5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3.(5)に記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策)ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

## 5. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの更新時点においては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した場合、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付する場合には、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、株主の皆様の保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、当社は、本プランの発動にかかる手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、新株予約権無償割当て決議がなされ、新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、独立委員会が対抗措置の発動の中止を勧告した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間に、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく新株予約権を無償取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、当該希釈化が生じることを前提に当社株式等の売買を行った株主または投資家の皆様には、株価の変動による不測の損失が発生する可能性があります。

## (3) 新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要なとなる手続

### 1) 新株予約権の割当ての手続

新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続は不要です。

### 2) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会の決定により、かかる新株予約権を保有する新株予約権者に通知し、またはこれに代えて公告を行ったうえで、当社取締役会が定める日をもって新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付することがあります。この場合には、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、新株予約権1個当たり原則として当社株式1株の交付を受けることとなります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります）。上記のほか、割当方法および当社による新株予約権の取得手続等の詳細につきましては、新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

## 当社の大株主の状況

平成26年3月31日現在の当社の大株主の状況は、次のとおりです。

1. 発行済株式の総数 532,507,285株  
(自己株式22,994,020株を含む)

## 2. 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
旭化成株式会社	31,039	6.09
積水ハウス株式会社	25,592	5.02
第一生命保険株式会社	19,681	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,415	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,375	3.01
東京海上日動火災保険株式会社	13,937	2.73
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	12,776	2.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	9,813	1.92
積水化学グループ従業員持株会	9,579	1.88
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウンド	7,992	1.56
合 計	162,202	31.83

- (注) 1. 持株数、持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。  
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しています。  
3. 当社は自己株式を22,994千株保有しています。なお、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は4.31%です。

## 独立委員会規則の概要

## 1. 委員会の設置の目的等

独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）の発動または不発動の判断を当社取締役会において行うに際し、当社取締役会から独立した組織の見解を求めることを目的として、本プランが承認された株主総会終了後の取締役会の決議により設置する。

## 2. 委員会の構成

独立委員会の委員は、当社を設定している独立性要件を充足する当社社外取締役または当社社外監査役のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。独立委員会の委員は、3名以上とする。

## 3. 委員の任期

独立委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任することを妨げないこととする。なお、任期の満了する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなす。

## 4. 独立委員会の権限および責任

- (1) 独立委員会は、当社の取締役会に対し、適宜、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要であると判断する情報を提示するよう要請することができる。
- (2) 独立委員会は、以下に掲げる事項について決定し、決定理由を付して、その決定事項を、当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の委員および当社取締役は、これらの決定にあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
  - ②新株予約権の無償割当ての中止
  - ③本プランの廃止
  - ④その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- (3) 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下に掲げる事項を行う。
  - ①大規模買付行為が本プランの対象となるかどうかの決定
  - ②大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
  - ③大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ④大規模買付者との協議・交渉
  - ⑤当社取締役会に対して、当社の企業価値向上策の代替案の検討・提示の指示
  - ⑥その他、本プランにおいて独立委員会が行うことができると定めた事項
  - ⑦その他、当社取締役会において独立委員会が行うことができると定めた事項
- (4) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

## 5. 独立委員会の招集、決議

- (1) 独立委員会の委員は、大規模買付行為がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- (2) 独立委員会の決議は、委員全員が出席し、その全員の一致をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その全員の賛成による。

## 独立委員会委員の候補者および略歴

【氏名】長島 徹（ながしま とおる）

【略歴】昭和18年1月2日生

昭和40年4月 帝人株式会社入社  
 平成12年6月 同社取締役  
 平成13年4月 同社取締役CMO（グループマーケティング責任者）兼経営企画室長  
 平成13年6月 同社常務取締役  
 平成13年11月 同社代表取締役社長COO（最高執行責任者）  
 平成14年6月 同社代表取締役社長CEO（最高経営責任者）  
 平成20年6月 同社取締役会長  
 平成23年6月 当社社外取締役（現職）  
 平成25年4月 帝人株式会社取締役相談役  
 平成25年6月 同社相談役（現職）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※帝人株式会社と当社との間には営業上の取引がありますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、主要な取引先には該当しません。

【氏名】石塚 邦雄（いしづか くにお）

【略歴】昭和24年9月11日生

昭和47年5月 株式会社三越入社  
 平成15年2月 同社執行役員業務部長  
 平成16年3月 同社上席執行役員経営企画部長  
 平成17年3月 同社常務執行役員営業企画本部長  
 平成17年5月 同社代表取締役社長執行役員兼営業企画本部長  
 平成18年2月 同社代表取締役社長執行役員  
 平成20年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員  
 平成24年2月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員（現職）  
 平成24年4月 株式会社三越伊勢丹代表取締役会長執行役員（現職）  
 平成25年6月 当社社外取締役（現職）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※株式会社三越伊勢丹ホールディングスと当社との間には、営業上の取引はありません。また、株式会社三越伊勢丹と当社との間には営業上の取引がありますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、主要な取引先には該当しません。

【氏名】小澤 徹夫（おざわ てつお）

【略歴】昭和22年6月28日生

昭和48年4月 弁護士登録、東京富士法律事務所入所（現職）  
 平成26年6月 当社社外監査役就任予定

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※当社は、同氏ならびに同氏が所属する東京富士法律事務所との間で、法律顧問契約等を結んでいます。

## 新株予約権の概要

## 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

## (1) 新株予約権の内容および数

新株予約権の内容は下記2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）と同数とする。

## (2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の当社株主名簿に記録された株主に対して、その有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権を割当てる。

ただし、当社が有する当社株式については、新株予約権を割当てない。

## (3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

## 2. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。ただし、割当期日以後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、下記(6)に基づき新株予約権の取得がなされる場合は、当該取得日の前営業日までとする。

## (4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## (5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

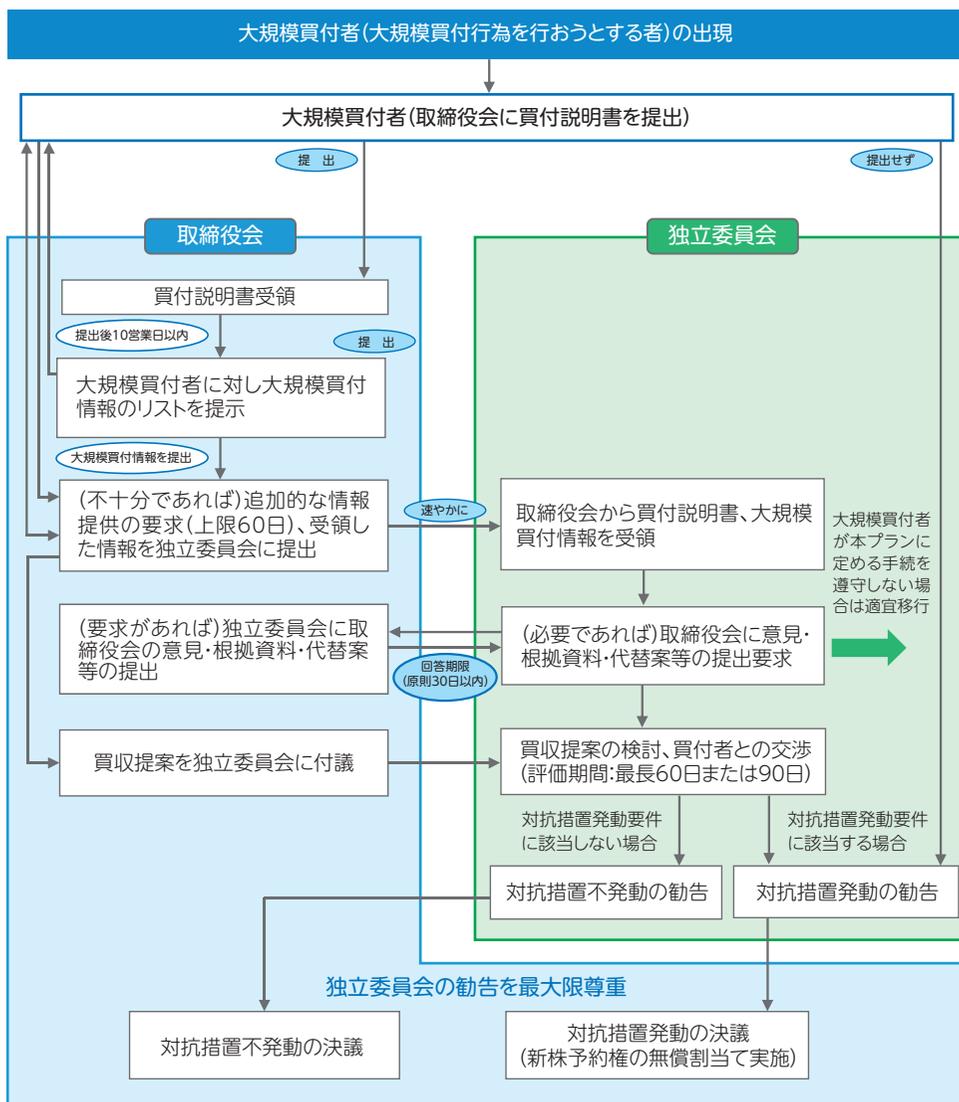
## (6) 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## (7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

当社株券等の大規模買付行為に関する手続の流れ



# 事業報告

(添付書類)

## 事業報告(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

### 1.積水化学グループの現況に関する事項

#### (1)事業の経過およびその成果

2013年度の積水化学グループの連結業績は、売上高は1兆1,108億円(前年度比7.6%増)、営業利益は825億円(前年度比38.4%増)、経常利益は833億円(前年度比37.3%増)、当期純利益は411億円(前年度比36.5%増)となり、営業利益、経常利益、当期純利益は過去最高を更新しました。

本年度は、2009年度からスタートした積水化学グループの5カ年の中期経営計画「GS21-SHINKA!」の仕上げの年として、国内では住宅をはじめとする建設関連や公共投資を中心に、旺盛な需要を着実に獲得しました。海外では、車輛分野を中心に成長分野の需要の伸長に加え、為替など外部環境の改善もあり、関連製品の売上が増加しました。これらの結果、3カンパニーとも増収増益となり、住宅カンパニーと高機能プラスチックカンパニーの営業利益は、カンパニー制導入後の最高益を更新しました。

スマートハウスNo.1に向けた戦略、インフラ包括受注に向けたバリューチェーン展開、アジアにおける事業拡大、フィルム型リチウムイオン電池や色素増感太陽電池といった次世代に向けた大型開発など、将来の成長に向けた取り組みは、順調に進捗しました。

#### ■ 売上高



#### ■ 営業利益



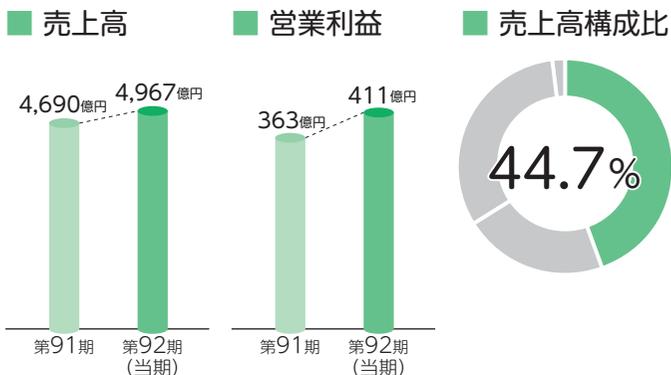
#### ■ 経常利益



#### ■ 当期純利益



## 住宅カンパニー

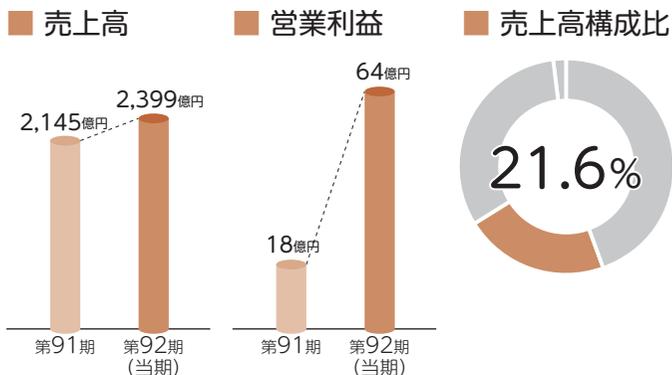


2013年度は、地域別事業運営によるエリア戦略の深耕や環境・経済性・高性能を重視した住宅に対する需要を着実に獲得したことにより、新築住宅事業、住環境事業ともに増収増益となりました。住宅ローン減税の拡充や住宅取得支援策、さらに消費税増税の駆け込み需要の顕在化により、上半期の受注は前年同期を大幅に上回りました。下半期には一定の反動があったものの、新商品の発売が下支えし、受注は前年度を上回りました。

新築住宅事業は、エネルギーに対する関心の高まりに対応するため、引き続き「大容量太陽光発電システム」「スマートハイム・ナビ (HEMS)」「e-Pocket (定置型大容量蓄電池)」の3点セットを搭載した「進・スマートハイム」の拡販に注力しました。さらに、標準的な住宅規模においても10kW以上の太陽光発電システムの搭載を可能とし、エネルギーの自給自足を目指す「スマートパワーステーション」シリーズを発売するなど、「省エネ・創エネ・蓄エネ」の進化に努めました。

住環境事業は、お客様のニーズに合わせたリフォーム提案を積極的に行い、バスコア・キッチンなど水まわりの重点商材や塗装・改装の販売が順調に増加しました。

## 環境・ライフラインカンパニー



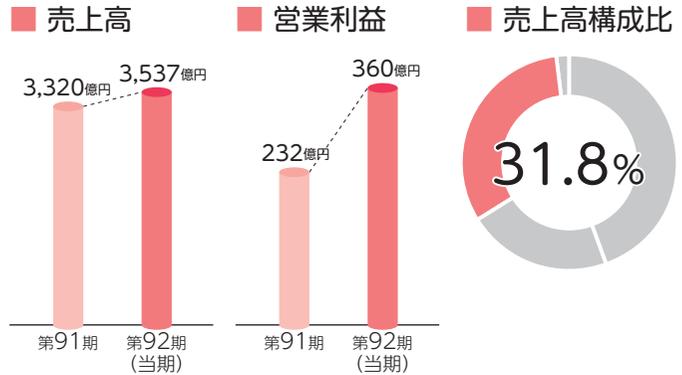
2013年度は、堅調な需要の獲得や新規連結子会社の業績への寄与などにより、国内事業・海外事業ともに堅調に推移し、増収増益となりました。

国内事業は、公共投資や消費税増税前の駆け込みによる住宅着工増加など旺盛な建設需要の獲得や、2012年度に実施した三菱樹脂株式会社からの管材事業の譲受けが業績に寄与したことなどにより、塩化ビニル管を中心に売上高が増加しました。また、汎用品事業の効率化と成長分野へのシフトを主眼にした生産拠点の再編を決定しました。さらに、ストックビジネスの強化に向け、昨年10月よりマンション専有部のリノベーション事業を開始しました。また、本年3月には、国内で初めて、管路の維持管理業務に加え管路の詳細調査とそれに基づく長寿命化計画策定業務を合わせた「下水道管路施設包括的管理業務」を河内長野市（大阪府）から受託するなど、バリューチェーン展開が進捗しました。

海外事業は、米国・アジアの両エリアが増収増益となりました。米国のプラスチックシート事業が好調に推移したことに加え、中国では新規連結子会社「積水可耐特（河北）環境科技有限公司」が業績に寄与しました。欧州の管路更生事業は構造改革が進捗し、採算性が改善しました。

(注) 前期に海外連結子会社の会計年度の終了日を12月31日から連結会計年度と同じ3月31日に変更したことに伴い、第91期の経営成績には当該連結子会社の2012年1月から2013年3月までの15ヶ月間の実績が反映されています。

## 高機能プラスチックカンパニー



2013年度は、旺盛な需要の獲得や為替など外部環境の改善により、車輻分野やIT分野を中心に、大幅に利益を伸ばしました。

車輻分野は、海外を中心に需要が好調に推移し高機能製品を中心に販売が拡大、売上高は前年度を上回りました。IT分野は、微粒子群、感光性シール材などの液晶ケミカル製品、テープなどモバイル端末向け製品の販売が拡大し、売上高は前年度を上回りました。メディカル分野は、検査薬・検査機器の展開を国内外で拡大し、売上高は前年度を上回りました。機能樹脂事業は、アジアを中心に拡大するCPVC（塩素化塩化ビニル）樹脂のグローバル需要に対応するため、本年1月、タイにCPVC樹脂コンパウンドの生産・販売会社「SEKISUI SPECIALTY CHEMICALS (THAILAND)」を設立し、業務を開始しました。

(注) 前期に海外連結子会社の会計年度の終了日を12月31日から連結会計年度と同じ3月31日に変更したことに伴い、第91期の経営成績には当該連結子会社の2012年1月から2013年3月までの15ヶ月間の実績が反映されています。

# 事業報告

## <その他事業>

その他の事業の売上高は、前年度比8.2%増の437億円、営業損失は前年度比5億円の改善となる7億円となりました。

## <研究開発のトピックス>

### ・大容量フィルム型リチウムイオン電池の開発

R&Dセンターは、世界トップレベルの容量3倍、高安全性、生産速度10倍を同時に実現する大容量フィルム型リチウムイオン電池を開発しました。

当社独自の材料技術により、高性能ゲルタイプ電解質による高リチウムイオン伝導性(当社比約10倍)、大容量ケイ素系負極材料による高容量化、ゲルタイプ電解質を用いた塗工プロセスによる高生産性を実現し、高生産性、フレキシブル、薄型、長尺・大面積を有する大容量フィルム型リチウムイオン電池を提供することが可能になりました。

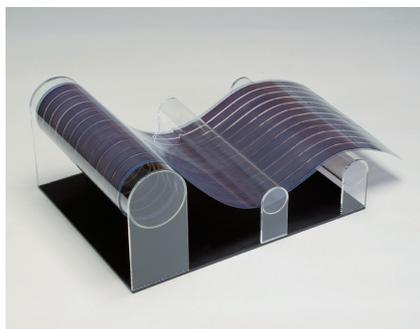
この技術により、自動車や住宅、電子機器等の軽量化、省スペース化(従来の1/3)、デザイン性向上が期待できるため、今後、量産化に向けた技術開発を加速させます。



### ・フィルム型色素増感太陽電池の開発

R&Dセンターは、独立行政法人産業技術総合研究所と共同して、世界で初めて、室温プロセスでのフィルム型色素増感太陽電池の試作に成功しました。

色素増感太陽電池は、影や壁面など発電に不利な場面でも性能を発揮できる特長をっており、今回試作した太陽電池は、同研究所が保有する技術と、当社が保有する微粒子制御技術、多孔膜構造制御技術、フィルム界面制御技術を駆使し、色素増感太陽電池では世界最高水準となる8.0%の変換効率を得ました(発表時)。加えて、製造負荷の低減やプロセスコストの大幅な低減が期待できるため、低コストで薄型、軽量、大面積、フレキシブルな色素増感太陽電池の生産を実現することができます。



今後、当社は量産化に向けた技術開発を加速し、自社製品を含め、さまざまな用途への展開を検討していきます。

## (2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第88期 (平成21年度)	第89期 (平成22年度)	第90期 (平成23年度)	第91期 (平成24年度)	第92期(当期) (平成25年度)
売上高 (百万円)	858,514	915,492	965,090	1,032,431	1,110,851
営業利益 (百万円)	35,955	49,335	54,610	59,621	82,541
経常利益 (百万円)	31,076	48,292	54,158	60,670	83,310
当期純利益 (百万円)	11,627	23,574	28,116	30,174	41,190
1株当たり 当期純利益 (円)	22.13	44.92	53.96	58.53	80.13
総資産 (百万円)	787,261	790,189	827,103	901,564	961,009
純資産 (百万円)	351,706	350,045	363,299	433,228	473,555
1株当たり純資産 (円)	651.08	650.83	682.46	810.76	897.52

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しています。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

## (3) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、高機能プラスチックカンパニーにおける国内外の生産設備の増強などを中心に、総額418億円（前年度比13.5%増）を投資しました。

## (4) 資金調達の状況

2013年度においては、増資および社債の発行による重要な資金調達は行いませんでした。

# 事業報告

## (5) 対処すべき課題

積水化学グループの最重要課題は、2014年度からスタートする新たな中期経営計画「SHINKA!-Advance 2016」を実行に移し、目標を達成することです。今後、100年経っても存在感のある企業グループであり続けるため、積水化学グループは、グループビジョンに掲げる「住・社会のインフラ創造」と「ケミカルソリューション」を両輪にして、2020年代に現在の売上高と利益水準を倍増させたいと考えており、「SHINKA!-Advance 2016」は、長期を見据えた取り組みの第一歩と位置づけています。

### ① 全体概要

#### (i) 基本戦略

中期経営計画「SHINKA!-Advance 2016」では、「3つのビジネスモデルSHINKA」と「C S R SHINKA」を基本戦略としています。「3つのビジネスモデルSHINKA」では、「コアビジネスSHINKA」（現有事業のビジネスモデル変革）、「フロンティアSHINKA」（「協創（Co-Creation）」による新市場、新分野への展開）、「グローバルSHINKA」（現地社会への適応加速）によりビジネスモデルの変革を継続し、長期を見据えた新たな変革にも着手して、グループ全体の持続的な成長を図ります。

「C S R SHINKA」では、3つのビジネスモデルSHINKAを支える人材と組織の活性化や、C S R経営の進化を図ります。

#### (ii) 数値目標

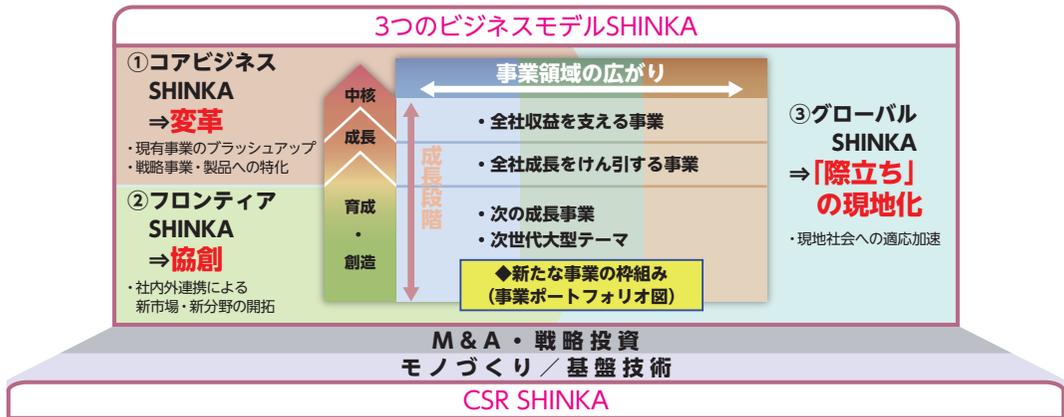
今回の中期経営計画では、経営効率の改善と株主利益の向上に努めます。本来の事業活動の成果を示す営業利益と売上高を重要な経営指標と位置づけるとともに、ROE（自己資本利益率）を指標に加え、2016年度に連結売上高12,500億円、連結営業利益1,000億円、ROE 10%以上の達成を目指します。

目標項目	2013年度実績	2016年度目標
営業利益	825億円	1,000億円
売上高	11,108億円	12,500億円
ROE	9.4%	10%以上

### ② 基本戦略と新たな事業の枠組み

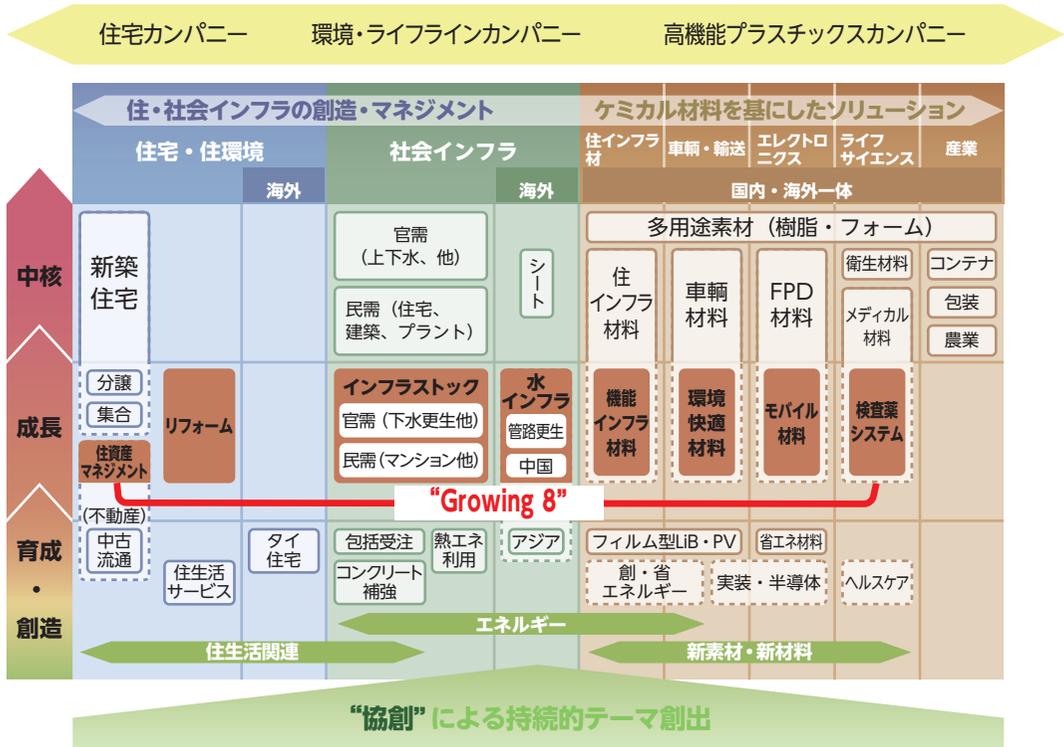
#### (i) 全体像

3つのビジネスモデルSHINKAを進めていくうえで、各事業の成長度合いに応じて的確な取り組みを推進し、グループ全体の持続的な成長を図ります。とくに、8つの成長事業「Growing 8」と「協創」による事業の育成・創造に経営資源を積極的に投入し、グループ全体の成長をけん引させていきたいと考えています。



(ii) 事業ポートフォリオ

注力すべき8つの成長事業（①リフォーム、②住資産マネジメント、③インフラストック、④海外水インフラ、⑤機能インフラ材料、⑥環境快適材料、⑦モバイル材料、⑧検査薬システム）を「Growing8」と明確化し、最終年度である2016年度に合計の売上高4,300億円を目指します。さらに、社内外の連携を積極化させ、「協創」による事業の育成・創造に取り組み、グループの持続的な成長を目指します。



# 事業報告

## (iii) グローバル展開

グローバル展開につきましては、製品の「際立ち」によりグローバルな事業展開が進んでいる中間膜やフォームなど中核事業をさらに強化・拡大するとともに、成長途上の5事業（タイ住宅、アジア水インフラ、管路更生、検査薬システム、機能インフラ材）を中心にビジネスモデルの現地社会への適応（「際立ち」の現地化）を加速し、最終年度である2016年度に海外売上高3,300億円を目指します。

<現地社会への適応加速（際立ちの現地化）を図る5つの事業>

事業	テーマ
タイ住宅	現地仕様化と現地開発業者連携による販路拡大
アジア水インフラ	包括受注モデルの現地展開
管路更生	欧米亜各エリアでの展開強化
検査薬システム	検査薬・検査機器の展開加速
機能インフラ材	塩素化塩ビ樹脂等のアジア需要に応える供給体制構築

## ③投資の考え方

投資につきましては、2014年度から2016年度までの3年間に獲得するキャッシュから1,800億円を投資に振り向け、その中から1,000億円を「Growing8」や「協創」の取り組みを中心とした戦略投資に配分する考えです。このほか、安定的な株主還元の実施も検討してまいります。

## ④事業目標（売上高、営業利益のカンパニー別内訳）

（単位：億円）

	2013年度実績	2014年度計画	2016年度計画
売上高	11,108	11,540	12,500
住宅	4,967	5,240	5,500
環境・ライフライン	2,399	2,470	3,000
高機能プラスチック	3,537	3,700	3,900
その他	203	130	100
営業利益	825	870	1,000
住宅	411	430	500
環境・ライフライン	64	75	150
高機能プラスチック	360	400	450
その他	▲11	▲35	▲100

### ⑤CSR経営の進化

積水化学グループの持続的な成長の基盤となるCSR経営について、さらに強化します。「積水化学らしさ」の原点である社是「3S精神」とグループの理念体系を見直し、中期経営計画におけるCSRの基本戦略「CSR SHINKA」を定めました。「グループ、グローバル、コミュニケーション」を軸に、各種の施策に取り組みます。

- ◆グループ・・・・・・・・・・積水化学グループ全体へのさらなるCSR経営浸透
- ◆グローバル・・・・・・・・・・価値観を共有しグローバルで課題を解決
- ◆コミュニケーション・・・・・・ステークホルダーとの対話拡充による企業価値の向上

### ⑥2014年度の取り組み

初年度となる2014年度は、2015年に予定されている消費税増税の駆け込み需要や公共投資需要を着実に獲得するとともに、新興国市場や高機能製品など成長分野の展開を加速し、収益拡大を目指します。また、生産・物流など経営基盤の強靱化を推進します。さらに、今後の持続的な成長に向け、海外事業の強化・拡大や新製品の開発、新事業の推進に取り組みます。

#### ■ 売上高



#### ■ 営業利益



#### ■ 経常利益



#### ■ 当期純利益



# 事業報告

## <住宅カンパニー>

売上高／営業利益の推移 (単位：億円)



### 2014年度計画



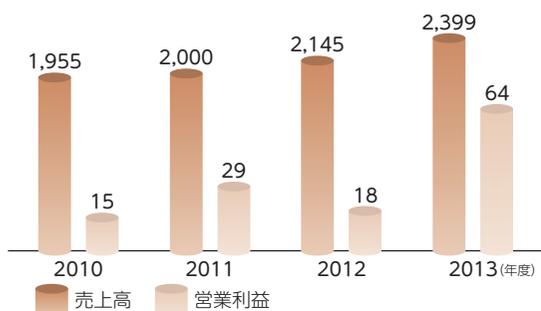
2014年度は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が一定期間は続くものの、政府の景気刺激策や金利の先高観により外部環境は徐々に回復すると見込まれるため、引き続き住宅の先進性を訴求するとともに、営業人員の増強や教育研修の徹底により受注体制の強化を図り、増収増益を目指します。

新築住宅事業は、省エネ・創エネ・蓄エネを強化しエネルギーの自給自足を目指す「スマートパワーステーション」シリーズの販売に引き続き注力するとともに、分譲ブランド「スマートハイムシティ」を展開し、受注の拡大を図ります。

リフォームを中心とする住環境事業は、当社ストック（既築住宅）のボリュームゾーンである築後15～25年のお客様向けに、バスコア・キッチンなど水まわりを中心とする大型改装の拡販に注力するとともに、成長が期待される不動産（賃貸管理、中古流通など）や住生活サービス（高齢者対応など）事業の基盤整備に取り組みます。

## <環境・ライフラインカンパニー>

売上高／営業利益の推移 (単位：億円)



### 2014年度計画



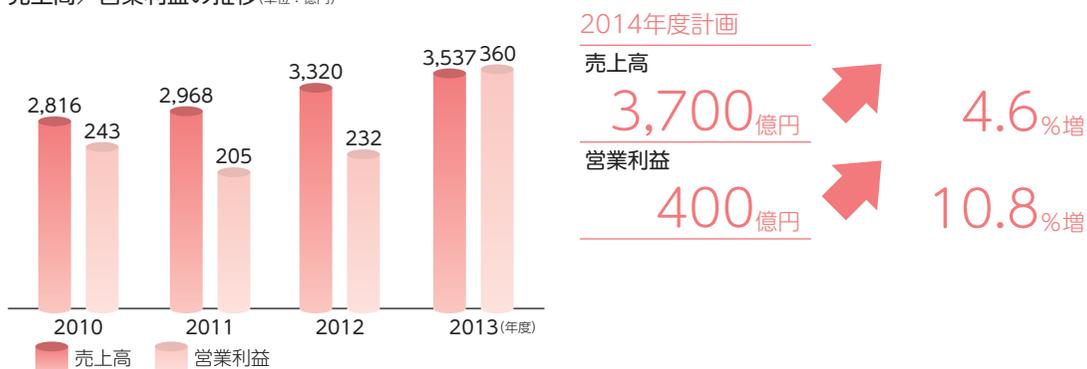
2014年度は、バリューチェーンビジネスを武器に全事業でストック分野に注力し、増収増益を目指します。

国内事業は、水インフラストック更生・更新、戸建・建築リニューアル、マンションリノベーション、耐震・省エネなどの分野における需要拡大や、本格化すると見込まれている震災復興需要の獲得を図ります。また、今後成長が期待される「上下水道における包括的民間委託」の受託拡大に注力します。一方で収益基盤の強化に向け、物流費削減や生産拠点再編などを推進し、損益分岐点売上高の引き下げを図ります。

海外事業は、欧州の管路更生事業の構造改革を引き続き行い、収益性の向上を図ります。アジアでは、新興国において水インフラの包括的な受注体制の構築に注力します。米国のプラスチックシート事業は、航空機分野に加え鉄道分野への展開も図ります。

### <高機能プラスチックカンパニー>

売上高／営業利益の推移(単位：億円)



2014年度は、新たに設定した戦略4分野（エレクトロニクス、車輜・輸送、住インフラ材、ライフサイエンス）の強化や海外事業の拡大、新事業・新製品の拡大を図るとともに経営基盤の強化に注力し、増収増益を目指します。

エレクトロニクス分野は、成長分野であるスマートフォンやタブレット向けの微粒子群やテープ製品群の拡大を目指すとともに、ITOフィルム事業の立て直しを図ります。

車輜・輸送分野は、高機能製品の拡販を図るとともに、新興国市場の売上拡大を目指します。

新たに設定した住インフラ材分野は、アジア・中東におけるCPVC製品の売上拡大を図るとともに、タイのCPVC樹脂・コンパウンド工場の立ち上げを目指します。さらに、新事業と位置づける耐火材事業の拡大を推進します。

ライフサイエンス分野は、海外における検査薬や検査機器の本格展開に注力し、売上拡大を目指します。

# 事業報告

## (6)重要な子会社等の状況

### ①重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
積水メディカル株式会社	百万円 1,275	% 100.00	検査薬、医薬品などの製造、販売
徳山積水工業株式会社	1,000	70.00	塩化ビニル樹脂の製造、販売
ヒノマル株式会社	672	89.34	肥料・農薬等の仕入、販売およびプラスチック食品容器の製造、販売
積水成型工業株式会社	450	100.00	各種合成樹脂製品の製造、加工、販売
東京セキスイハイム株式会社	400	100.00	建築工事の請負および不動産の販売
セキスイハイム近畿株式会社	400	100.00	建築工事の請負および不動産の販売
積水フーラー株式会社	400	50.00	工業用および一般用接着剤の製造、販売
積水ホームテクノ株式会社	360	100.00	住宅用設備機器の組立、加工、販売
積水フィルム株式会社	350	100.00	合成樹脂製品の製造、加工、販売
セキスイハイム東北株式会社	300	100.00	建築工事の請負および不動産の販売
セキスイハイム信越株式会社	300	100.00	建築工事の請負および不動産の販売
セキスイハイム中部株式会社	300	100.00	建築工事の請負および不動産の販売
セキスイハイム中四国株式会社	300	100.00	建築工事の請負および不動産の販売
セキスイハイム九州株式会社	300	100.00	建築工事の請負および不動産の販売
北海道セキスイハイム株式会社	200	100.00	建築工事の請負および不動産の販売
群馬セキスイハイム株式会社	200	100.00	建築工事の請負および不動産の販売
積水アクアシステム株式会社	200	81.19	各種産業プラントの建設、給排水タンクなど水環境設備の製作、販売、工事
積水ナノコートテクノロジー株式会社	30	100.00	化学製品および繊維製品の製造、販売
Sekisui Specialty Chemicals America, LLC	千米ドル 107,000	100.00	ポリビニルアルコール樹脂の製造、販売
Sekisui Diagnostics, LLC	千米ドル 132,000	100.00	検査薬の開発、製造および販売
Sekisui Europe B.V.	千ユーロ 1,000	100.00	欧州の関係会社の管理
Sekisui S-Lec B.V.	千ユーロ 11,344	100.00	合わせガラス用中間膜の製造、販売
映甫化学株式会社	億ウォン 100	51.00	合成樹脂製品の製造、加工、販売
Sekisui America Corporation	千米ドル 8,421	100.00	米国の関係会社の管理

- (注) 1. 出資比率は、当社の子会社が所有する株式を含みます。  
 2. 当期末現在における当社の連結子会社は上記を含め167社となり、持分法適用会社は栃木セキスイハイム株式会社、茨城セキスイハイム株式会社、セキスイハイム東海株式会社、セキスイハイム山陽株式会社などの8社となりました。

②重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
積水化成工業株式会社	百万円 16,533	% 21.43	発泡スチレン成型材料およびスチレン発泡製品の製造、販売
積水樹脂株式会社	12,334	22.44	都市環境関連製品、街路・住建関連製品、産業・生活関連製品の製造、販売

(注) 出資比率は、当社の子会社が所有する株式を含みます。

(7)主要な事業内容

積水化学グループの主要な事業および営業品目は次のとおりであります。

事業	主要営業品目	
住宅カンパニー	住宅事業	鉄骨系ユニット住宅「セキスイハイム」 木質系ユニット住宅「セキスイツーユーホーム」 分譲用土地
	住環境事業	リフォーム、インテリア、エクステリア、不動産
環境・ライフラインカンパニー	管工機材	塩化ビニル管・継手、ポリエチレン管・継手、システム配管、 管渠更生材料および工法、強化プラスチック複合管
	住宅資材	建材（雨とい、屋根材、床材）、断熱材、浴室ユニット
	機能材	プラスチックバルブ、帯電防止用DCプレート、合成木材 (FFU)、航空機内装向けシート、車輛用内外装向けシート
高機能プラスチックカンパニー	車輛分野	合わせガラス用中間膜、発泡ポリオレフィン、車輛用樹脂成型 品・両面テープ
	I T 分野	液晶用微粒子・感光性材料、半導体材料、光学フィルム・テ ープ、ITOフィルム
	メディカル分野	検査薬、医療機器、医薬品、創薬支援事業
	機能建材ほか	接着剤、耐火テープ・シート、包装用テープ、包装用・農業用 フィルム、プラスチックコンテナ、ポリビニルアルコール樹脂
その他	上記部門に含まれない製品やサービス	

# 事業報告

## (8) 主要な営業所および工場

### 住宅カンパニー

営業拠点	子会社	北海道セキスイハイム株式会社（札幌市） セキスイハイム東北株式会社（仙台市） 東京セキスイハイム株式会社（東京都台東区） 群馬セキスイハイム株式会社（前橋市） セキスイハイム信越株式会社（松本市） セキスイハイム中部株式会社（名古屋市） セキスイハイム近畿株式会社（大阪市） セキスイハイム中四国株式会社（岡山市） セキスイハイム九州株式会社（福岡市）
研究所	当社	住宅技術研究所（つくば市）

### 環境・ライフラインカンパニー

営業拠点	当社	東北支店（仙台市）、東日本支店（東京都港区）、 中部支店（名古屋市）、西日本支店（大阪市）、 九州支店（福岡市）
	子会社	積水ホームテクノ株式会社（大阪市） 積水アクアシステム株式会社（大阪市）
生産工場	当社	滋賀栗東工場（栗東市）、群馬工場（伊勢崎市）、 東京工場（朝霞市）
研究所	当社	京都研究所（京都市）

### 高機能プラスチックカンパニー

営業拠点	当社	車輻材料営業部（東京都港区）、電子材料営業部（東京都港区）、 機能材料営業部（東京都港区）
	子会社	積水メディカル株式会社（東京都中央区） 積水フィルム株式会社（大阪市） 積水フーラー株式会社（東京都港区） 積水ナノコートテクノロジー株式会社（蒲郡市）
生産工場	当社	武蔵工場（蓮田市）、滋賀水口工場（甲賀市）、 多賀工場（滋賀県犬上郡多賀町）
研究所	当社	開発研究所（大阪府三島郡島本町）
海外拠点	子会社	Sekisui Specialty Chemicals America, LLC（米国）、 Sekisui S-Lec B.V.（オランダ）、 Sekisui Diagnostics, LLC（米国）、映甫化学株式会社（韓国）

### コーポレート

本社	大阪本社（大阪市北区西天満二丁目4番4号） 東京本社（東京都港区虎ノ門二丁目3番17号）
営業拠点	子会社 ヒノマル株式会社（熊本市）、積水成型工業株式会社（大阪市）
生産工場	子会社 徳山積水工業株式会社（周南市）
研究所	当社 開発推進センター（つくば市）
海外拠点	子会社 Sekisui Europe B.V.（オランダ） Sekisui America Corporation（米国）

## (9)従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前期末比増減数
住 宅 カ ン パ ニ ー	9,840名	65名
環 境 ・ ラ イ フ ラ イ ン カ ン パ ニ ー	5,363	476
高 機 能 プ ラ ス チ ッ ク ス カ ン パ ニ ー	6,858	313
そ の 他	736	△47
全 社 ( 共 通 )	220	8
合 計	23,017	815

(注) 上記のうち、当社の従業員数は2,266名であり、前期末に比べ102名増加しています。

## (10)主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,000百万円
株 式 会 社 リ そ な 銀 行	3,923

# 事業報告

## 2.会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 1,187,540,000株

(2)発行済株式の総数 532,507,285株

(3)株主数 21,625名

### (4)大株主(上位10名)

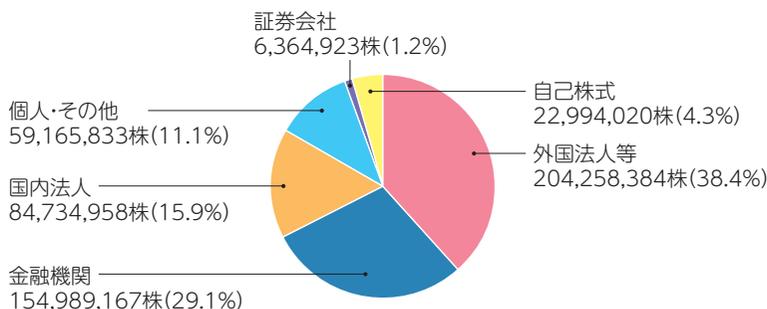
株主名	持株数	持株比率
旭化成株式会社	31,039千株	6.09%
積水ハウス株式会社	25,592	5.02
第一生命保険株式会社	19,681	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,415	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,375	3.01
東京海上日動火災保険株式会社	13,937	2.73
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	12,776	2.50
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	9,813	1.92
積水化学グループ従業員持株会	9,579	1.88
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	7,992	1.56

(注) 1. 当社は、自己株式を22,994,020株保有しておりますが、上記大株主からは除いています。  
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しています。

### (5)その他株式に関する重要な事項

平成25年10月30日開催の取締役会において、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、当社普通株式10,000,000株を総額100億円を上限として取得する旨決議し、平成25年11月1日から平成25年11月28日まで、当社普通株式8,714,000株を取得価額の総額9,999,590千円で取得しています。

## ▶ (ご参考) 株式の所有者別分布状況



## ▶ (ご参考) 株価の推移 (東京証券取引所市場第一部)

### ■ 過去5年間の事業年度別最高・最低株価

(単位：円)

年 度 別	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
最 高 株 価	645	708	731	1,042	1,448
最 低 株 価	464	481	553	590	900

### 当社株価と日経平均株価の推移



(注) 2009年1月5日の当社株価、日経平均株価の終値を100として、算出しています。

### ■ 最近1年間の月別最高・最低株価

(単位：円)

月 別	2013年										2014年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
最高株価	1,246	1,259	1,098	1,130	1,043	1,026	1,146	1,205	1,448	1,304	1,203	1,215	
最低株価	958	1,020	946	982	900	906	920	1,056	1,196	1,160	1,071	1,001	

# 事業報告

## 3.会社の新株予約権等に関する事項

### (1)当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

- ・新株予約権の数 370個
- ・目的となる株式の種類および数 当社普通株式 370,000株  
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	発行年月日 (行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	平成21年 8 月 3 日 (579円)	平成23年 7 月 1 日～ 平成26年 6 月30日	5個	1名
	平成22年 8 月 2 日 (595円)	平成24年 7 月 1 日～ 平成27年 6 月30日	60個	4名
	平成23年 8 月 1 日 (739円)	平成25年 7 月 1 日～ 平成28年 6 月30日	85個	6名
	平成24年 8 月 1 日 (742円)	平成26年 7 月 1 日～ 平成29年 6 月30日	85個	6名
	平成25年 8 月 1 日 (1,136円)	平成27年 7 月 1 日～ 平成30年 6 月30日	85個	6名
社 外 取 締 役	平成23年 8 月 1 日 (739円)	平成25年 7 月 1 日～ 平成28年 6 月30日	10個	1名
	平成24年 8 月 1 日 (742円)	平成26年 7 月 1 日～ 平成29年 6 月30日	10個	1名
	平成25年 8 月 1 日 (1,136円)	平成27年 7 月 1 日～ 平成30年 6 月30日	20個	2名
監 査 役	平成23年 8 月 1 日 (739円)	平成25年 7 月 1 日～ 平成28年 6 月30日	10個	1名

## (2) 当事業年度中に当社従業員等に対して交付した新株予約権の状況

- ・発行した新株予約権の数  
1,090個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数  
当社普通株式 1,090,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の行使時の払込金額  
1,136円
- ・新株予約権の行使期間  
平成27年7月1日～平成30年6月30日
- ・その他行使の条件
  - ①権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役・執行役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役・執行役員を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
  - ②新株予約権の質入、その他一切の処分は、認めない。
- ・当社従業員等に対して交付した新株予約権の区分別合計

区 分	新株予約権の数	交付者数
当社執行役員（当社の役員を除く。）	210個	21名
当社従業員（当社の役員、執行役員を除く。）	390個	78名
当社関係会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員（当社の役員、執行役員および従業員を除く。）	490個	98名

## 4.会社役員に関する事項

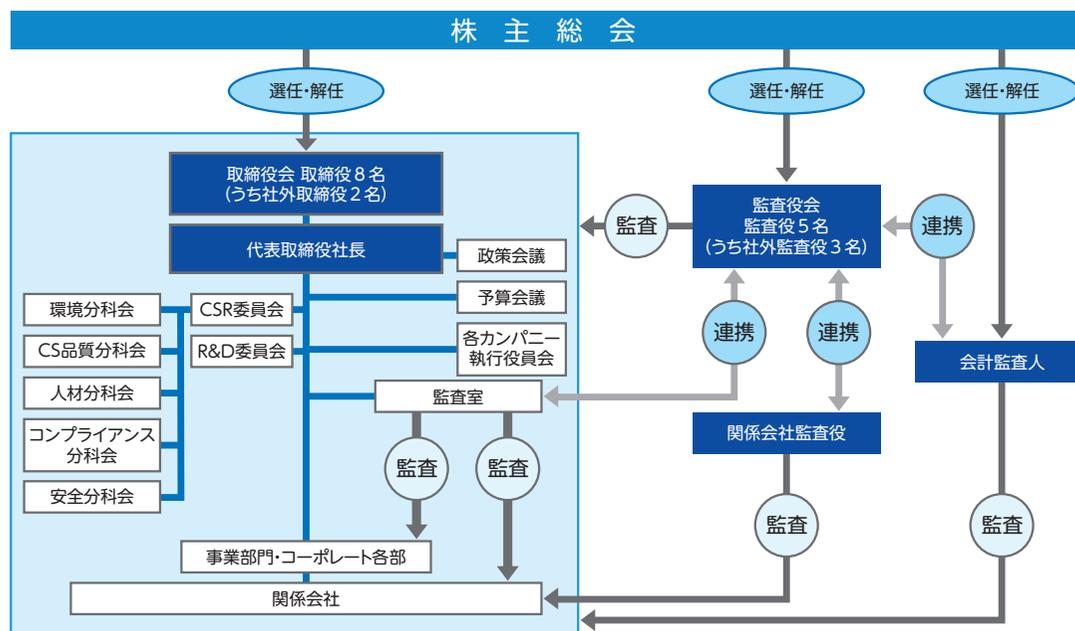
### (1)コーポレート・ガバナンスに対する取り組み

当社は、積水化学グループの経営理念および企業行動指針を具現化し、グループ全体の継続的な企業価値向上を図っていくために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題と位置づけ、当社における監督機能、業務執行機能を明確化し、経営における透明性と公正性の向上と迅速な意思決定の追求に努めています。

当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮しました。また、各カンパニーの事業環境の変化に迅速に対応するため、平成20年4月1日より執行役員制度を導入し、業務執行に専念する役員を選任しました。これに加え、当社グループの企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公正性を確保し取締役会における監督機能を強化するため、平成20年6月27日開催の第86回定時株主総会において、独立役員要件を満たす社外取締役2名を選任するとともに、取締役会は10名以内の取締役で構成することにしました。これにより、取締役会の役割を明確化し、当社グループの基本方針決定、高度な経営判断と業務執行状況の監督を行う機関と位置づけました。

なお、当社は、社外取締役の独立性を確保するために、社外取締役規則において、当社の大株主や主要取引先などから社外取締役候補者を指名しない旨を定めています。

### ■ コーポレート・ガバナンス体制図



## (2)取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
根岸修史	代表取締役社長	社長執行役員
松永隆善	取締役	社長特命事項
高下貞二	取締役	専務執行役員 CSR部長兼コーポレートコミュニケーション部長
高見浩三	取締役	専務執行役員 環境・ライフラインカンパニープレジデント
久保肇	取締役	常務執行役員 経営管理部担当、経営企画部長
上ノ山智史	取締役	常務執行役員 R&Dセンター所長
長島徹	社外取締役	帝人株式会社相談役
石塚邦雄	社外取締役	株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員
篠秀一	常勤監査役	
辻清孝	常勤監査役	
國廣正	社外監査役	国広総合法律事務所パートナー 弁護士
長田洋	社外監査役	東京工業大学名誉教授
大西寛文	社外監査役	公認会計士

- (注) 1. 取締役長島 徹、石塚邦雄の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役國廣 正、長田 洋、大西寛文の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役大西寛文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 平成25年6月26日開催の第91回定時株主総会において、新たに石塚邦雄氏が取締役に選任され、就任しました。
5. 平成25年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、取締役大久保尚武、辻 亨の両氏は、それぞれ退任しました。
6. 監査役長田 洋氏は、平成26年4月1日付で文教大学教授に就任しました。
7. 取締役長島 徹、石塚邦雄の両氏および監査役國廣 正、長田 洋、大西寛文の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

# 事業報告

8. 当事業年度中の取締役の担当の異動は次のとおりです。

氏名	異動後の担当等	異動前の担当等	異動年月日
松永隆善	社長特命事項	専務執行役員 高機能プラスチックカンパニープレジデント	平成26年3月1日
高下貞二	専務執行役員 CSR部長兼コーポレートコミュニケーション部長	専務執行役員 住宅カンパニープレジデント	平成26年3月1日
久保肇	常務執行役員 CSR部長兼コーポレートコミュニケーション部長	常務執行役員 法務部担当、CSR部長兼コーポレートコミュニケーション部長	平成25年4月1日
	常務執行役員 経営管理部担当、経営企画部長	常務執行役員 CSR部長兼コーポレートコミュニケーション部長	平成26年3月1日

9. 上記のほか、取締役および監査役の重要な兼職の状況は次のとおりです。

氏名	地位	重要な兼職の状況
高下貞二	取締役	Sekisui America Corporation 取締役
久保肇	取締役	積水成型工業株式会社 取締役 Sekisui America Corporation 取締役社長 Sekisui Europe B.V. 取締役社長
上ノ山智史	取締役	株式会社積水インテグレートドリサーチ 代表取締役社長
長島徹	社外取締役	双日株式会社 社外取締役 花王株式会社 社外取締役 公益社団法人経済同友会 副代表幹事
石塚邦雄	社外取締役	株式会社三越伊勢丹 代表取締役会長執行役員
篠秀一	常勤監査役	積水樹脂株式会社 社外監査役 株式会社積水工機製作所 社外監査役 セキスイハイム九州株式会社 監査役
辻清孝	常勤監査役	積水化成成品工業株式会社 社外監査役 アルメタックス株式会社 社外監査役 東京セキスイハイム株式会社 監査役 積水アクアシステム株式会社 監査役
國廣正	社外監査役	東京海上日動火災保険株式会社 社外取締役 三菱商事株式会社 社外監査役

(注) 監査役國廣正氏が兼任する東京海上日動火災保険株式会社は、当社の大株主です。

10. 執行役員の地位および氏名は次のとおりです（取締役兼務者を除く）。

区 分	地 位	氏 名
住宅カンパニー	常務執行役員	関口俊一、宇野秀海
	執 行 役 員	渡辺博行、上脇 太、黒木和清、神吉利幸、八木健次、野村俊哉
環境・ライフラインカンパニー	常務執行役員	石井寅男
	執 行 役 員	佐藤公厚、島津正男、藤井重樹、西家英二
高機能プラスチックカンパニー	常務執行役員	加藤敬太
	執 行 役 員	井上 健、野力 優、福永年隆、與倉克久、平居義幸
コーポレート	執 行 役 員	近藤 賢、後藤高志

(注)執行役員は平成26年4月1日現在の地位および氏名を記載しています。

(事業年度末日後の異動)

平成26年4月1日、次のとおり取締役の担当の異動を行いました。

氏 名	異動後の担当および重要な兼職の状況
久 保 肇	専務執行役員 経営管理部担当、経営企画部長
上ノ山 智 史	専務執行役員 R&Dセンター所長

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 報酬等の決定に関する方針

当社の取締役および監査役の報酬は、月次報酬、賞与、ストック・オプションにより構成されており、月次報酬は、役割と責任に応じた一定額を支給しています。また、賞与は、全社業績と配当政策に連動した支給基準に基づき決定し、ストック・オプションは、取締役の職務別に付与数を定めています。

### ② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役10名 377百万円（うち社外3名 24百万円）

監査役 5名 94百万円（うち社外3名 30百万円）

- (注) 1. 上記には、平成25年6月26日開催の第91回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に支給した使用人給与賞与相当額110百万円を含んでいません。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員賞与引当金繰入額（取締役6名129百万円、監査役2名15百万円）を含んでいます。
4. 上記報酬等の額には、平成25年6月26日開催の取締役会決議により、ストック・オプションとして取締役8名に付与した新株予約権24百万円（報酬等としての額）を含んでいません。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 当事業年度における主な活動状況

氏名	地 位	主な活動状況
長 島 徹 取締役会出席率94.1%	取 締 役	当期中に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っています。
石 塚 邦 雄 取締役会出席率84.6%	取 締 役	平成25年6月26日の就任後に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っています。
國 廣 正 取締役会出席率88.2% 監査役会出席率88.9%	監 査 役	当期中に開催された取締役会17回のうち15回に出席、監査役会18回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っています。
長 田 洋 取締役会出席率94.1% 監査役会出席率94.4%	監 査 役	当期中に開催された取締役会17回のうち16回に出席、監査役会18回のうち17回に出席し、品質管理ならびに技術経営に関する高い見識と豊富な経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行っています。
大 西 寛 文 取締役会出席率100% 監査役会出席率100%	監 査 役	当期中に開催された取締役会17回のすべてに出席、監査役会18回のすべてに出席し、公認会計士として主に財務・会計等の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っています。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

社外取締役および社外監査役は、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

## 5.会計監査人の状況

### (1)会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額           | 105百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 162百万円 |

### (3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案します。

## 6.取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1)取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長が委員長を務めるCSR委員会において、取締役会の承認を要する「コンプライアンスに関する基本方針等」の審議を行います。また、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスを徹底しCSRを着実に実践することを目的として、CSR委員会の専門分科会として「コンプライアンス分科会」を設置します。当該分科会は、当社およびグループ会社におけるコンプライアンス体制の構築および実践を目的として、コンプライアンスに関する重要事項の企画、検討および決定を行います。当該分科会の委員長は、社長から任命を受けた取締役が務めるものとし、当社およびグループ会社のコンプライアンスに対する取り組みを全社横断的に統括します。

また、「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役、執行役員および使用人が法令、定款および企業倫理に従って行動するための指針を提示するとともに、取締役、執行役員および使用人に対して各種法令および企業倫理に関する研修を集合研修やEラーニングの形で実施します。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を用いて取締役、執行役員および使用人に周知徹底しています。

加えて、社内通報制度「S・C・A・N（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、使用人から直接社内窓口および弁護士窓口に通報できる体制とします。

### (2)取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規則」に従い、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理します。

### (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「積水化学グループ危機管理要領」を制定し、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に周知徹底することで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は、当該危機管理要領に基づき緊急対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行います。

# 事業報告

## (4)取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については別途政策会議において議論を行い、その審議を経て取締役会決議により執行決定を行います。

また、カンパニー制および執行役員制を導入することによって権限委譲を実施し、各カンパニーにおいて迅速な意思決定がなされるように、各カンパニーにおける最高意思決定機関である執行役員会を設置します。加えて、カンパニー内の幹部会や支店長会等を随時開催し、各カンパニーにおける職務執行の責任者であるカンパニープレジデントに対して報告を迅速かつ的確に行います。

## (5)当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ経営理念に基づき「企業行動指針」を策定し、当社とグループ会社間の指揮・命令、意思疎通の連携を密にしています。また、当社はグループ会社に対して指導・助言・評価を行いながら、グループ全体としての業務の適正を図ります。

グループ会社の経営管理については、監査役および監査室等によるモニタリングを行うとともに、「関係会社取扱規則」および「関係会社決裁基準要項」等によるグループ会社から当社への決裁・報告制度を充実させます。

加えて、当社およびグループ会社で不祥事が発生した場合には、必ず管轄カンパニーまたはコーポレートのコンプライアンス推進部に内容を報告し、当該推進部会がコンプライアンス分科会事務局に連絡することにより、情報がコンプライアンス分科会委員長に任命された取締役を集約されるようにし、再発防止を徹底します。

## (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（単なる事務処理を行う者ではなく、監査業務を実際に遂行する者をいいます。以下同じ）を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を設置する等、しかるべき対応をとります。

## (7) (6)の使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の評価・異動については、事前に監査役の承認を得るものとします。

## (8)取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員および使用人は、監査役会に対して、下記に掲げる事項について報告します。

- ①毎月の経営状況として重要な事項
- ②当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③リスク管理に関する重要な事項
- ④重大な法令・定款違反
- ⑤社内通報制度の通報状況
- ⑥その他コンプライアンス上重要な事項

また、監査室は、当社およびグループ会社の業務監査および会計監査を行い、監査結果はその都度、代表取締役および監査役会に報告します。

## (9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部署の調査、重要案件の決裁書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制をグループ全体に確立します。監査役会では社外監査役を含め、相互の情報提供や意見交換を十分に行います。また、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより、代表取締役との相互認識を深めます。

## 7.株式会社の支配に関する基本方針

### (1)基本方針の内容の概要

当社の株主の在り方について、当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断も、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。しかしながら、株式公開企業株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的や手法等に鑑み、明らかに、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、買付対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、対象会社の長期的な株主価値を明らかに毀損すると考えられるものも想定されます。このような大規模買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

### (2)基本方針の実現に資する取り組みの概要

#### ①中期経営計画「GS21-SHINKA!」による企業価値向上への取り組み

当社は、平成21年度から平成25年度までを対象期間とした中期経営計画「GS21-SHINKA!」に取り組んでいます。この中期経営計画では、国内を中心とする基盤事業の収益性向上に取り組むとともに、7つの高成長分野に経営資源を集中し、「際立つ、高収益なプレミアムカンパニー」になることを目指しています。

#### ②コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。また、各カンパニーの事業環境の変化に迅速に対応するため、平成20年4月1日より執行役員制度を導入し、業務執行に専念する役員を選任いたしました。これに加え、経営の透明性・公正性を確保し取締役会における監督機能を強化するため、平成20年6月27日開催の第86回定時株主総会より社外取締役2名を選任するとともに、取締役会は10名以内の取締役で構成することとしています。

### (3)買収防衛策の概要

当社が導入した買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付を行うこと等を希望する買付者が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提供された情報が、当社社外取締役または当社社外監査役のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に提供され、その検討・評価を経るものとし、独立委員会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、その他買付者の買付等の内容の検討の結果、当該買付者による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動または中止の決議を行います。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項を定めることがあります。

本プランの有効期間は、平成26年6月開催予定の第92回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または独立委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い、本プランを見直し、もしくは変更し、または別の取り組みを行う場合があります。

### (4)上記(3)の買収防衛策に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが、上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えています。

#### ①株主意思の反映

本プランは、平成23年6月29日開催の第89回定時株主総会において承認されています。上記(3)に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

## ②独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会は、社外取締役、社外監査役から構成されるものとします。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、本プランの運用は透明性をもって行われます。

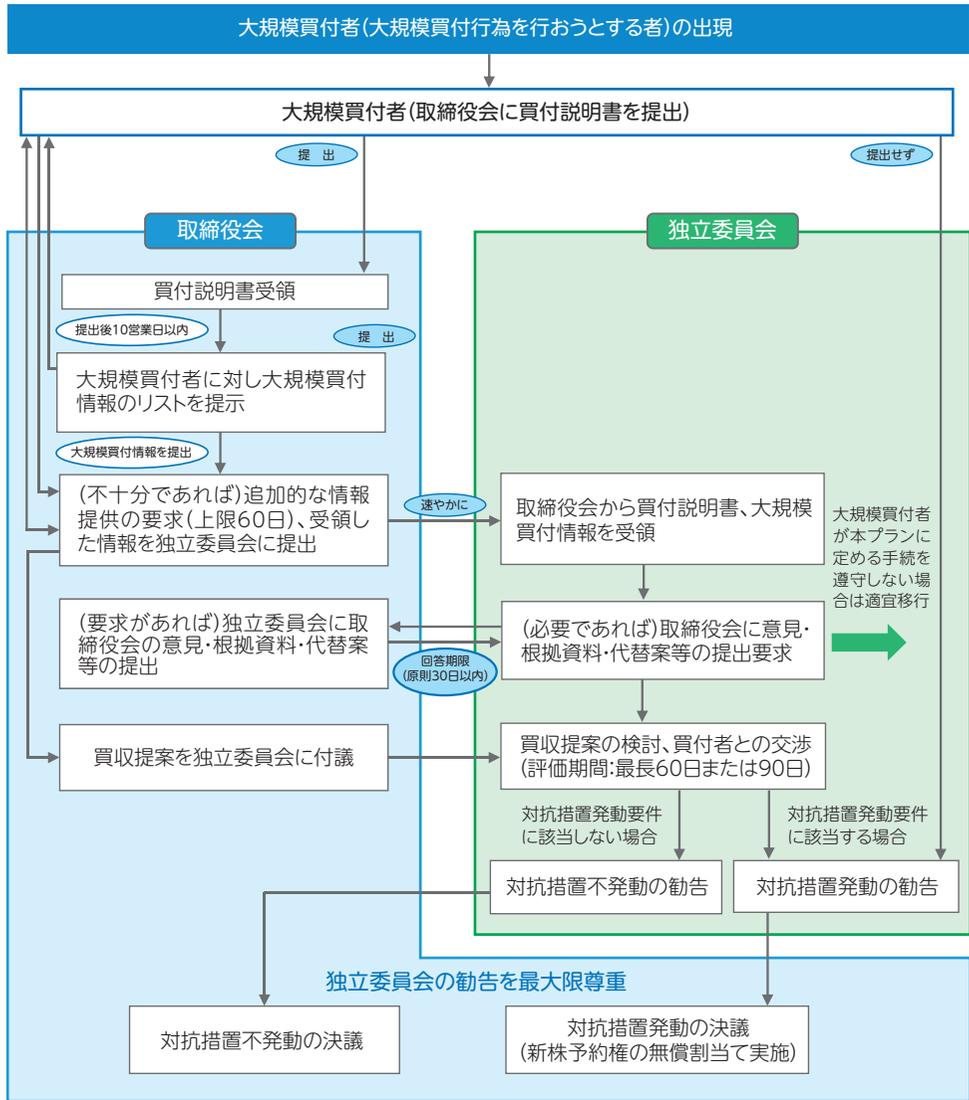
## ③本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、しかも、これらの客観的要件は、上記(1)に記載の基本方針において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

## ④デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(3)に記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策)ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

## 当社株券等の大規模買付行為に関する手続の流れ



以上

(注) 本事業報告中に記載の金額、株式数、出資比率、持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

# 連結計算書類

## ▶ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (平成26年3月31日現在)	前期(ご参考) (平成25年3月31日現在)	科 目	当 期 (平成26年3月31日現在)	前期(ご参考) (平成25年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
流 動 資 産	494,660	439,964	流 動 負 債	388,365	335,539
現金及び預金	107,673	91,132	支 払 手 形	8,453	7,797
受 取 手 形	39,643	42,183	電 子 記 録 債 務	6,520	4,963
売 掛 金	152,591	129,901	買 掛 金	133,861	125,403
有 価 証 券	0	1	短 期 借 入 金	44,146	47,590
商品及び製品	54,209	47,825	1年内償還予定の社債	10,000	—
分 譲 土 地	21,716	19,334	リ ー ス 債 務	2,907	2,953
仕 掛 品	47,730	43,036	未 払 費 用	32,056	29,977
原材料及び貯蔵品	32,690	29,829	未 払 法 人 税 等	18,286	6,747
前 渡 金	1,115	2,354	繰 延 税 金 負 債	371	225
前 払 費 用	3,030	2,525	賞 与 引 当 金	17,250	15,410
繰延税金資産	17,243	15,370	役 員 賞 与 引 当 金	261	207
短期貸付金	467	527	完 成 工 事 補 償 引 当 金	1,132	1,223
そ の 他	19,296	17,850	前 受 金	57,365	49,123
貸倒引当金	△2,748	△1,907	そ の 他	55,752	43,915
固 定 資 産	466,349	461,600	固 定 負 債	99,089	132,797
有 形 固 定 資 産	252,051	240,654	社 債	10,000	20,000
建物及び構築物	86,451	84,226	長 期 借 入 金	20,459	39,650
機械装置及び運搬具	68,461	63,736	リ ー ス 債 務	6,496	5,126
土 地	69,419	69,810	繰 延 税 金 負 債	4,923	5,104
リ ー ス 資 産	9,045	7,775	退 職 給 付 引 当 金	—	57,274
建設仮勘定	13,113	10,288	退 職 給 付 に 係 る 負 債	51,100	—
そ の 他	5,540	4,816	そ の 他	6,109	5,640
無 形 固 定 資 産	39,828	49,098	負 債 合 計	487,454	468,336
の れ ん	12,893	21,123	(純資産の部)		
ソフトウェア	6,173	5,129	株 主 資 本	429,120	406,939
リ ー ス 資 産	325	278	資 本 金	100,002	100,002
そ の 他	20,436	22,566	資 本 剰 余 金	109,234	109,234
投資その他の資産	174,468	171,848	利 益 剰 余 金	240,231	209,280
投資有価証券	151,724	146,192	自 己 株 式	△20,347	△11,577
長期貸付金	967	710	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	27,698	11,642
長期前払費用	1,177	1,276	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,001	17,778
繰延税金資産	8,964	12,732	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	7	47
そ の 他	12,712	12,283	土 地 再 評 価 差 額 金	261	260
貸倒引当金	△1,078	△1,346	為 替 換 算 調 整 勘 定	6,959	△6,443
資 産 合 計	961,009	901,564	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,468	—
			新 株 予 約 権	267	306
			少 数 株 主 持 分	16,468	14,339
			純 資 産 合 計	473,555	433,228
			負 債 純 資 産 合 計	961,009	901,564

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## ▶ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	(自 平成25年4月 1 日 至 平成26年3月31日)	(自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日)
売 上 高	1,110,851	1,032,431
売 上 原 価	774,753	729,971
売 上 総 利 益	336,097	302,460
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	253,555	242,838
営 業 利 益	82,541	59,621
営 業 外 収 益	13,832	13,195
受 取 利 息	1,029	909
受 取 配 当 金	3,094	2,075
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,070	1,249
為 替 差 益	3,273	4,827
雑 収 入	4,364	4,134
営 業 外 費 用	13,064	12,147
支 払 利 息	2,266	2,550
売 上 割 引	345	332
雑 支 出	10,453	9,265
経 常 利 益	83,310	60,670
特 別 利 益	—	1,815
固 定 資 産 売 却 益	—	1,815
特 別 損 失	10,884	17,989
減 損 損 失	9,642	5,243
退 職 給 付 費 用	—	9,536
投 資 有 価 証 券 評 価 損	—	2,022
固 定 資 産 除 売 却 損	1,241	1,186
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	72,426	44,495
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	29,664	17,241
法 人 税 等 調 整 額	393	△3,967
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	42,368	31,221
少 数 株 主 利 益	1,177	1,047
当 期 純 利 益	41,190	30,174

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連結計算書類

## ▶ 連結株主資本等変動計算書(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) (単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成25年4月1日残高	100,002	109,234	209,280	△11,577	406,939
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,342		△10,342
当期純利益			41,190		41,190
連結子会社増加に伴う剰余金増加額			134		134
自己株式の取得				△10,038	△10,038
自己株式の処分		△30		1,268	1,238
利益剰余金から資本剰余金への振替		30	△30		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	30,951	△8,770	22,180
平成26年3月31日残高	100,002	109,234	240,231	△20,347	429,120

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成25年4月1日残高	17,778	47	260	△6,443	—	11,642	306	14,339	433,228
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△10,342
当期純利益									41,190
連結子会社増加に伴う剰余金増加額									134
自己株式の取得									△10,038
自己株式の処分									1,238
利益剰余金から資本剰余金への振替									—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,223	△40	1	13,403	1,468	16,055	△38	2,128	18,146
連結会計年度中の変動額合計	1,223	△40	1	13,403	1,468	16,055	△38	2,128	40,326
平成26年3月31日残高	19,001	7	261	6,959	1,468	27,698	267	16,468	473,555

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

▶ (ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

(単位：百万円)

科 目	当 期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	前 期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,720	71,016
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60,914	△31,133
財務活動によるキャッシュ・フロー	△49,803	△30,520
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,071	3,939
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△9,926	13,302
現金及び現金同等物の期首残高	58,631	45,146
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	2,543	182
現金及び現金同等物の期末残高	51,248	58,631

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 計算書類

## ▶貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (平成26年3月31日現在)	前期(ご参考) (平成25年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		
流 動 資 産	175,499	157,216
現金及び預金	13,945	13,240
受 取 手 形	9,402	9,894
売 掛 金	74,756	64,630
商品及び製品	15,472	15,100
仕 掛 品	2,515	2,332
原材料及び貯蔵品	6,726	5,631
前 渡 金	42	282
前 払 費 用	323	354
繰延税金資産	4,027	4,066
短期貸付金	4,603	3,582
未 収 入 金	42,867	38,310
その他の流動資産	881	706
貸倒引当金	△64	△916
固 定 資 産	354,049	359,203
有 形 固 定 資 産	87,305	88,035
建 物	29,663	30,406
構 築 物	2,319	2,268
機 械 装 置	16,021	16,640
車 両 運 搬 具	39	34
工 具 器 具 備 品	2,022	1,736
土 地	35,203	35,032
リ ー ス 資 産	196	120
建設仮勘定	1,839	1,795
無 形 固 定 資 産	5,532	4,182
工業所有権	419	487
施設利用権	128	184
ソフトウェア	4,288	3,210
リ ー ス 資 産	52	4
その他の無形固定資産	643	295
投資その他の資産	261,211	266,985
投資有価証券	109,801	108,519
関係会社株式	149,617	154,589
長期貸付金	4,056	866
長期前払費用	411	555
繰延税金資産	—	1,319
敷金及び保証金	2,585	2,593
その他の投資	409	419
貸倒引当金	△5,670	△1,877
資 産 合 計	529,548	516,419

科 目	当 期 (平成26年3月31日現在)	前期(ご参考) (平成25年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
流 動 負 債	191,077	156,781
支 払 手 形	—	15
電子記録債務	4,942	3,664
買 掛 金	90,881	82,827
短期借入金	39,597	39,332
1年内償還予定の社債	10,000	—
リ ー ス 債 務	67	46
未 払 金	6,747	5,245
未 払 費 用	15,023	13,787
未払法人税等	12,969	2,133
前 受 金	697	686
預 り 金	4,938	4,929
賞与引当金	4,355	3,504
役員賞与引当金	144	122
完成工事補償引当金	492	468
その他の流動負債	219	16
固 定 負 債	55,681	78,012
社 債	10,000	20,000
長期借入金	16,050	26,948
リ ー ス 債 務	181	78
繰延税金負債	43	—
退職給付引当金	29,353	30,689
その他の固定負債	51	296
負 債 合 計	246,759	234,794
<b>(純資産の部)</b>		
株 主 資 本	265,685	265,217
資 本 金	100,002	100,002
資 本 剰 余 金	109,234	109,234
資 本 準 備 金	109,234	109,234
利 益 剰 余 金	76,667	67,429
利 益 準 備 金	10,363	10,363
その他利益剰余金	66,304	57,066
特別償却積立金	49	28
圧縮特別勘定積立金	—	574
土地圧縮積立金	3,609	3,390
償却資産圧縮積立金	1,303	1,011
別 途 積 立 金	39,471	39,471
繰越利益剰余金	21,872	12,592
自 己 株 式	△20,219	△11,449
評価・換算差額等	16,836	16,101
その他有価証券評価差額金	16,836	16,101
新 株 予 約 権	267	306
純 資 産 合 計	282,789	281,625
負債及び純資産合計	529,548	516,419

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## ▶ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	前 期(ご参考) (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売 上 高	377,199	342,941
売 上 原 価	272,475	254,089
売 上 総 利 益	104,724	88,852
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	80,638	76,288
営 業 利 益	24,085	12,564
営 業 外 収 益	27,626	21,499
受 取 利 息 及 び 配 当 金	18,893	11,854
雑 収 入	8,733	9,644
営 業 外 費 用	9,879	6,939
支 払 利 息	413	633
社 債 利 息	179	177
雑 支 出	9,286	6,128
経 常 利 益	41,833	27,123
特 別 利 益	—	1,815
固 定 資 産 売 却 益	—	1,815
特 別 損 失	11,667	9,585
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,586	7,380
投 資 有 価 証 券 評 価 損	—	1,712
減 損 損 失	620	—
固 定 資 産 売 却 及 び 除 却 損	459	492
税 引 前 当 期 純 利 益	30,165	19,353
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,555	2,311
法 人 税 等 調 整 額	999	1,228
当 期 純 利 益	19,611	15,814

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 計算書類

## ▶ 株主資本等変動計算書(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利益 準備金	利 益 剰 余 金					利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		そ の 他 利 益 剰 余 金						
					特別償却 積立金	圧縮特別 勘定積立金	土地圧縮 積立金	償却資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成25年4月1日残高	100,002	109,234	-	109,234	10,363	28	574	3,390	1,011	39,471	12,592	67,429
事業年度中の変動額												
特別償却積立金の取崩						△17					17	-
圧縮特別勘定積立金の積立						38					△38	-
圧縮特別勘定積立金の取崩							△574				574	-
土地圧縮積立金の積立								219			△219	-
償却資産圧縮積立金の取崩									△64		64	-
償却資産圧縮積立金の積立									356		△356	-
剰余金の配当											△10,342	△10,342
当期純利益											19,611	19,611
自己株式の取得												
自己株式の処分				△30	△30							
利益剰余金から資本剰余金への振替				30	30						△30	△30
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	21	△574	219	292	-	9,280	9,238
平成26年3月31日残高	100,002	109,234	-	109,234	10,363	49	-	3,609	1,303	39,471	21,872	76,667

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成25年4月1日残高	△11,449	265,217	16,101	16,101	306	281,625
事業年度中の変動額						
特別償却積立金の取崩		-				-
特別償却積立金の積立		-				-
圧縮特別勘定積立金の取崩		-				-
土地圧縮積立金の積立		-				-
償却資産圧縮積立金の取崩		-				-
償却資産圧縮積立金の積立		-				-
剰余金の配当		△10,342				△10,342
当期純利益		19,611				19,611
自己株式の取得	△10,038	△10,038				△10,038
自己株式の処分	1,268	1,238				1,238
利益剰余金から資本剰余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			734	734	△38	695
事業年度中の変動額合計	△8,769	468	734	734	△38	1,164
平成26年3月31日残高	△20,219	265,685	16,836	16,836	267	282,789

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

積水化学工業株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小西幹男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川佳男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦大	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、積水化学工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積水化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

積水化学工業株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小西 幹男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川 佳男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 大	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、積水化学工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

# 監査報告書

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月13日

積水化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役	篠	秀	一	印
常勤監査役	辻	清	孝	印
社外監査役	國	廣	正	印
社外監査役	長	田	洋	印
社外監査役	大	西	寛	印

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

# 〈社是〉3S精神

当社の社章は、創業当時の社名「積水産業」の頭文字の「S」3つを化学記号ベンゼン環の中に配置して、「水」という文字をかたどったものです。



1959年(昭和34年)11月、当社は、このマークに「3S精神」という明確な定義づけを行い、社是として制定いたしました。

「サービス・スピード・スベリオリティ」の3S精神は、現在の理念体系の根幹をなすものであり、積水化学グループ約2万3千名の全社員の間で、しっかりと共有されています。

## 会社概要 (2014年3月31日現在)

積水化学工業株式会社 (Sekisui Chemical Co., Ltd.)

〒530-8565 大阪市北区西天満二丁目4番4号

電話：06-6365-4119

創立：1947年(昭和22年)3月3日

資本金：1,000億237万5,657円

ホームページ：<http://www.sekisui.co.jp/>

事業年度：4月1日から翌年3月31日まで

単元株式数：1,000株

## 株式に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

電話(通話料無料) **0120-094-777**

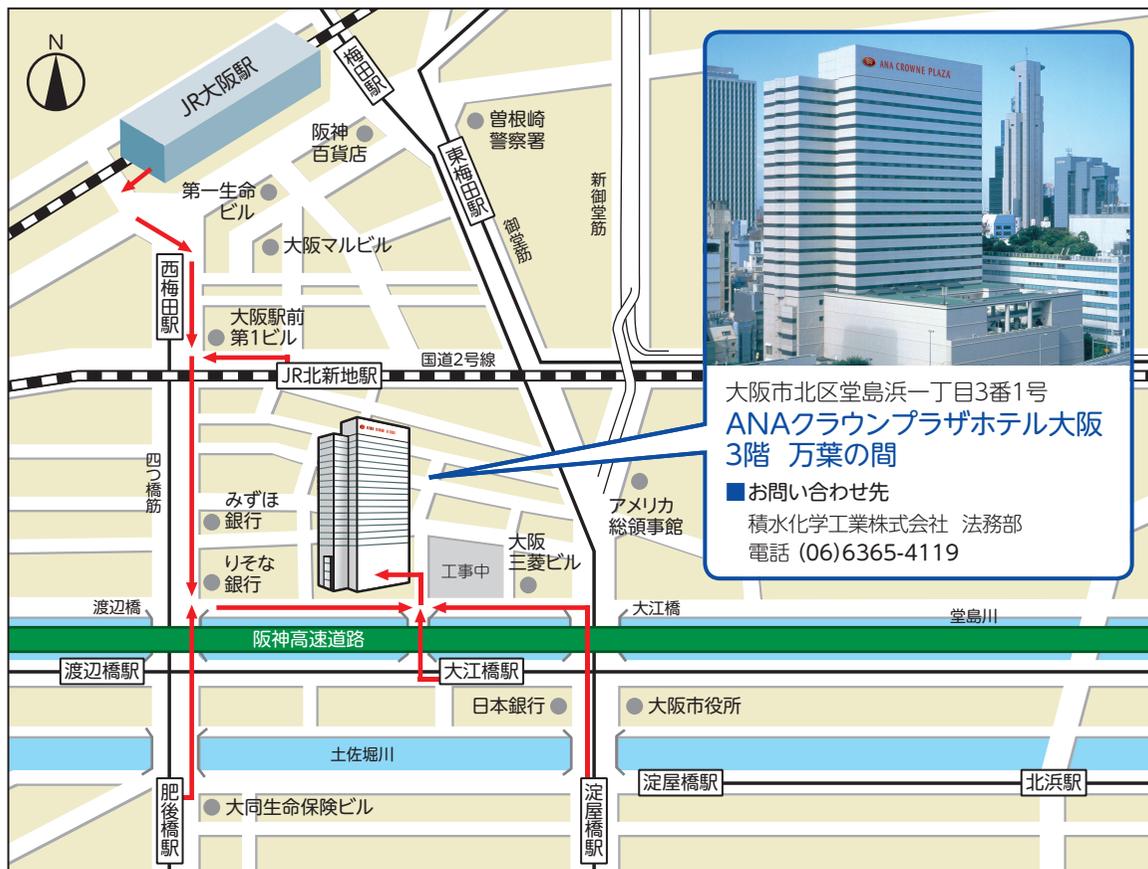
※未受領の配当金および特別口座に記録された株式に関するお手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

※住所変更などの各種お手続きについては、口座を開設されている証券会社などにお問い合わせください。

# 株主総会会場ご案内図

《株主総会会場》

## ANAクラウンプラザホテル大阪



### 交通のご案内

- 地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 …………… 7番出口より徒歩約8分
- 地下鉄四つ橋線 肥後橋駅 …………… 出口1-Aより徒歩約10分
- 京阪本線 淀屋橋駅 …………… 7番出口より徒歩約8分
- 京阪中之島線 大江橋駅 …………… 2番出口より徒歩約4分
- JR東西線 北新地駅 …………… 西出口(11-5出口)より徒歩約10分
- JR大阪駅 …………… 桜橋口より徒歩約20分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



この招集ご通知は以下のような環境配慮をして印刷・製本しています。  
 ①製版工程では、使用後に廃材となるフィルムを使用しない、ダイレクト版[CTP(Computer to Plate)]を用いています。  
 ②印刷工程では、VOC(揮発性有機化合物)の発生が少なく生分解性や耐曇性に優れたベジタブルインキを使用しています。